

平成 2 9 年 第 5 回

芦北町議会 1 2 月定例会会議録

開会 平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

閉会 平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日



熊本県芦北町議会

平成29年第5回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
1 2 ・ 1 2	火	本会議（開 会） 会期の決定 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 請願・要望審議 議案審議 （散 会）
1 3	水	休 会（議事整理）
1 4	木	休 会（議事整理）
1 5	金	本会議（開 議） 請願審議 一般質問 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第 1 号 (12月12日)	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	4
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	11
第 1 会議録署名議員の指名	11
第 2 会期の決定について	11
第 3 諸報告	11
議長諸般の報告	11
行政報告	11
第 4 町長の提案理由説明	11
第 5 請願第 1 号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願 について	12
第 6 要望第 1 号 道路事業予算の総額確保並びに道路財特法における補助 率等の嵩上げ措置の継続に係る意見書の提出に関する要 望について	12
第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて	13
平成 29 年度芦北町一般会計補正予算 (第 4 号)	
第 8 議案第 39 号 平成 29 年度芦北町一般会計補正予算 (第 5 号)	14
第 9 議案第 40 号 芦北町組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制 定について	18
第 10 議案第 41 号 芦北町吉尾出張所管理条例の制定について	19
第 11 議案第 42 号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に ついて	19
(一括議題＝第 12 から第 13 まで)	
第 12 諮問第 1 号 芦北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ いて	23
第 13 諮問第 2 号 芦北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ いて	23
追加日程	

第 1	議案第43号	平成 2 9 年度芦北町一般会計補正予算（第 6 号）	25
第 2	議案第44号	平成 2 9 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 3 号）	26
第 3	議案第45号	平成 2 9 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	27
第 4	議案第46号	平成 2 9 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）	28
（一括議題＝第 5 から第 8 まで）			
第 5	議案第47号	芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	29
第 6	議案第48号	芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	29
第 7	議案第49号	旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	29
第 8	議案第50号	芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	29
7	散 会		32

第 2 号（12月15日）

第 2 号 (12月15日)		頁
1	議事日程	35
2	出席議員氏名	35
3	欠席議員氏名	35
4	説明のため出席した者の職氏名	35
5	事務局職員出席者	36
6	開会 開議	42
第 1	発議第 2 号 道路事業予算の総額確保並びに道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続に係る意見書案について	42
第 2	請願第 1 号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について	43
第 3	一般質問	44
(1)	宮内道則議員第 1 回目一般質問	44
	○竹崎町長答弁	45
	○一丸企画財政課長答弁	46
(2)	宮内道則議員第 2 回目一般質問	46

○一丸企画財政課長答弁	47
(3) 宮内道則議員第3回目一般質問	48
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	48
○竹崎町長答弁	49
○田渕住民生活課長答弁	49
○櫻井福祉課長答弁	50
○福田農林水産課長答弁	50
○長崎建設課長答弁	52
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	52
○竹崎町長答弁	52
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	52
○竹崎町長答弁	53
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	53
○竹崎町長答弁	53
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	54
○竹崎町長答弁	54
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	54
○竹崎町長答弁	55
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	55
○竹崎町長答弁	56
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	57
○竹崎町長答弁	58
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	58
○竹崎町長答弁	59
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	59
○一丸企画財政課長答弁	60
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	60
○竹崎町長答弁	61
(12) 坂本登議員第12回目一般質問	61
○竹崎町長答弁	61
(13) 坂本登議員第13回目一般質問	62
(1) 荒川知章議員第1回目一般質問	62
○竹崎町長答弁	64
○一丸企画財政課長答弁	64

○澁谷教育委員長答弁	65
○竹浦教育長答弁	65
○園川商工観光課長答弁	66
(2) 荒川知章議員第2回目一般質問	66
○一丸企画財政課長答弁	67
(3) 荒川知章議員第3回目一般質問	67
○一丸企画財政課長答弁	68
(4) 荒川知章議員第4回目一般質問	68
○宮下生涯学習課長答弁	68
(5) 荒川知章議員第5回目一般質問	68
○宮下生涯学習課長答弁	70
(6) 荒川知章議員第6回目一般質問	70
○下田総務課長答弁	71
(7) 荒川知章議員第7回目一般質問	71
○下田総務課長答弁	71
(8) 荒川知章議員第8回目一般質問	71
○一丸企画財政課長答弁	72
(9) 荒川知章議員第9回目一般質問	72
○園川商工観光課長答弁	72
(10) 荒川知章議員第10回目一般質問	73
○園川商工観光課長答弁	73
(11) 荒川知章議員第11回目一般質問	73
○園川商工観光課長答弁	74
(12) 荒川知章議員第12回目一般質問	74
○園川商工観光課長答弁	74
(13) 荒川知章議員第13回目一般質問	74
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	75
○竹崎町長答弁	76
○一丸企画財政課長答弁	77
○園川商工観光課長答弁	77
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	78
○一丸企画財政課長答弁	78
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	78
○一丸企画財政課長答弁	78

(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	78
○竹崎町長答弁	79
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	79
○一丸企画財政課長答弁	79
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	80
○竹崎町長答弁	80
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	80
○一丸企画財政課長答弁	81
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	81
○一丸企画財政課長答弁	81
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	82
○竹崎町長答弁	82
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	83
○藤崎副町長答弁	83
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	83
○竹崎町長答弁	83
(12) 川尻成美議員第12回目一般質問	84
○園川商工観光課長答弁	84
(13) 川尻成美議員第13回目一般質問	84
(一括議題＝第4から第7まで)	
第4 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	84
第5 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	84
第6 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	85
第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	85
追加日程	
第1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出	85
7 閉 会	86

平成29年第5回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年12月12日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
- 第 4 町長の提案理由説明
- 第 5 請願第 1 号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について
- 第 6 要望第 1 号 道路事業予算の総額確保並びに道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続に係る意見書の提出に関する要望について
- 第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
平成29年度芦北町一般会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第39号 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第5号）
- 第 9 議案第40号 芦北町組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10 議案第41号 芦北町吉尾出張所管理条例の制定について
- 第11 議案第42号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(一括議題＝第12から第13まで)
- 第12 諮問第 1 号 芦北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 諮問第 2 号 芦北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程

- 第 1 議案第43号 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第6号）
- 第 2 議案第44号 平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)

第 3 議案第45号 平成29年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

第 4 議案第46号 平成29年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算(第1号)

(一括議題=第5から第8まで)

第 5 議案第47号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第48号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第49号 旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第50号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(散 会)

2 出席議員(15人)

1番 荒 川 知 章 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 寺 本 修 一 君

2番 坂 本 登 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 藤 井 公 明 君
15番 水 口 宣 之 君

3 欠席議員(1人)

9番 元 山 秀 志 君

4 説明のため出席した者の職氏名(18人)

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	下 田 研 君	企画財政課長	一 丸 喜八郎 君
税 務 課 長	川 尾 敏 浩 君	住民生活課長	田 渕 耕 一 君

福祉課長	櫻井優一君	農林水産課長	福田貴司君
商工観光課長	園川民夫君	建設課長	長崎十三男君
上下水道課長	杉本芳郎君	会計管理者兼 会計室長	井手口浩二君
田浦基幹支所長	宮石幸人君	教育課長	長船正純君
生涯学習課長	宮下祐一君	農業委員会 事務局長	告畑一彦君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩間睦生君	次長(課長補佐)	上野孝司君
--------	-------	----------	-------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 平成29年10月6日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題 専決処分の報告と承認について外3件
- 3 南九州西回り自動車道建設促進期成会要望活動
期 日 平成29年10月31日（火）
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
- 4 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 平成29年10月31日（金）
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
- 5 水俣芦北地域振興計画の推進に関する要望活動・南九州西回り自動車道の早期実現に関する後期要望活動
期 日 平成29年11月7日（火）～8日（水）
場 所 各関係省庁及び衆議院・参議院議国会館（東京都）
- 6 南九州西回り自動車道建設促進大会・中央要望
期 日 平成29年11月9日（木）
場 所 ホテル ルポール麹町（東京都）
- 7 熊本県町村議会議長会理事及び事務局長研修会
期 日 平成29年11月9日（木）～10日（金）
場 所 芦北町
- 8 地方自治法70周年記念式典
期 日 平成29年11月20日（月）
場 所 東京国際フォーラム（東京都）

9 町村議会議長全国大会

期 日 平成29年11月22日（水）

場 所 NHKホール（東京都）

議 事 要望、決議、特別決議、実行運動方法協議

10 熊本県内町村議会議長による県関係国会議員への要望・意見交換会

期 日 平成29年11月22日（水）

場 所 全国町村会館（東京都）

11 熊本県青少年健全育成県民フォーラム

期 日 平成29年12月2日（土）

場 所 熊本県庁地下大会議室（熊本市）

12 熊本国際スポーツ大会実行委員会

期 日 平成29年12月3日（日）

場 所 えがお健康スタジアム（熊本市）

平成29年12月12日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第37号
平成29年12月7日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

平成29年11月30日

3 検査実施日

平成29年12月7日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,674,876,713 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,913,632,670 円
	歳入歳出外現金	48,621,173 円
	計	7,637,130,556 円
水道事業会計		310,970,480 円

議員派遣の結果報告

1 熊本県町村議会議長会（議員研修会）

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 美里町文化交流センター
- (3) 期 間 平成29年10月4日（水）
- (4) 派遣議員 議員14名
- (5) 内 容 演題 「熊本地震からの復旧・復興に向けての課題」
講師 熊本県立大学理事長 五百旗頭 真 氏
演題 「地方防災とは？」
講師 熊本県危機管理防災企画監 有浦 隆 氏

2 議員研修

- (1) 目 的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 徳島県神山町・香川県土庄町・岡山県倉敷市
- (3) 期 間 平成29年10月11日（水）～13日（金）
- (4) 派遣議員 議員14名
- (5) 内 容 神山町 ブロードバンド整備による山村活性化について
土庄町 鰯の特産品化による観光振興について
倉敷市 日本遺産登録と町並み保存について

3 熊本県町村議会議長会（広報研修会）

- (1) 目 的 議会広報活動の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館
- (3) 期 間 平成29年11月16日（木）
- (4) 派遣議員 議会広報特別委員会委員 2名
- (5) 内 容 演題 「読む！質す！生かす！」熟議型クリニックで現状打破
講師 熊本日新聞社NIE専門委員・熊本大学教員教授
越地 真一郎 氏

平成29年12月12日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

平成 29 年第 5 回 芦北町議会定例会 請願・要望文書表

【請 願】

番 号 受理年月日	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
請願第 1 号 H29. 11. 28	芦北町大字 湯浦974-11	一般社団法人熊本 ピュアフォーラム 代表理事 田中力男 紹介議員 川尻成美 寺本順一	家庭教育支援法の制 定を求める意見書提 出に関する請願	文教厚生 常任委員会 付託

【要 望】

番 号 受理年月日	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
要望第 1 号 H29. 11. 21	芦北町大字 芦北2015	芦北町長 竹崎 一成	道路事業予算の総額 確保並びに道路財特 法における補助率等 の嵩上げ措置の継続 に係る意見書の提出 に関する要望につい て	

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成29年第5回芦北町議会定例会を開会します。

元山君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番 草野君、8番 前田君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申に基づき、本日から12月15日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの4日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第4「町長の提案理由の説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走のお忙しい中に御出席いただき、ありがとうございました。

さて、本定例会に付議しました議案の提案理由について、その概要を申し上げます。

す。まず、平成２９年度芦北町一般会計補正予算に係る専決処分の承認１件及び平成２９年度芦北町一般会計補正予算（第５号）に係る補正予算を提案しております。また、芦北町組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例及び芦北町吉尾出張所管理条例の２件並びに芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例、合計５議案と人事案件２件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

第５ 請願第１号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について

○議長（寺本修一君） 日程第５、請願第１号「家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について」を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第１号の審査については、先の議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第９０条第１項の規定により、お手元に配付しております請願・要望文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

所管の常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を常任委員長から報告願います。

—————○—————

第６ 要望第１号 道路事業予算の総額確保並びに道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続に係る意見書の提出に関する要望について

○議長（寺本修一君） 日程第６、要望第１号「道路事業予算の総額確保並びに道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続に係る意見書の提出に関する要望について」を議題とします。

お諮りします。要望第１号については、会議規則第９０条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、要望第１号は委員会付託を省略することに決定しました。

要望第１号の内容については、お手元に配付しております写しのとおりです。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから要望第１号を採決します。

お諮りします。本件は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、要望第1号は採択することに決定しました。

—————○—————

第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

平成29年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（寺本修一君） 日程第7、承認第4号「平成29年度芦北町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

平成29年度芦北町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、9月28日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、10月22日に実施されました第48回衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙経費で、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,495万1,000円を追加し、総額を100億5,819万1,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。

款2総務費です。目3衆議院議員選挙費の1,495万1,000円は、選挙に係ります1節の報酬から18節の備品購入費までの事務費等でございます。

次に、歳入について御説明いたします。予算書6ページです。

款13国庫支出金の衆議院議員選挙委託金1,495万1,000円を充当するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

—————○—————

第8 議案第39号 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（寺本修一君） 日程第8、議案第39号「平成29年度芦北町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 議案第39号、平成29年度芦北町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,831万1,000円を追加し、総額を101億1,650万2,000円とするものでございます。

また、第2条で債務負担行為の補正を計上しております。

歳出から御説明します。予算書は10ページになります。

款2総務費です。目12高速交通対策費の補正額47万2,000円は、平成29年度の地方バス運行等特別対策補助金が確定しましたので、不足額を補正するものです。目14まちづくり推進費の10万円は、県の補助採択を受け、民間団体が実施します婚活イベントに対する結婚チャレンジ事業費補助金です。次の目1戸籍住民基本台帳費の256万5,000円は、職員の産休に伴います臨時事務補助員の社会保険料5万5,000円と、賃金35万円及び住民基本台帳法施行令の改正に伴い住民票等への旧姓併記を行うためのシステム改修委託料216万円でございます。

款3民生費です。目2児童措置費の19万5,000円は、保育所職員の処遇改善制度の新設に伴うシステム改修委託料です。目3母子福祉費の96万1,000円は、ひとり親等家庭医療扶助費が不足する見込みとなったことから、所要額の増額分88万2,000円と、熊本県ひとり親家庭等日常生活支援事業の事業費確定に伴う精算償還金の7万9,000円です。次の目1災害救助費の30万円は、熊本地震の被災者に対する県復興基金の制度創設に伴い、仮設住宅から転居費用に対し一律10万円を補助するもので、該当者3件分の住まい再建支援事業補助金でございます。

予算書は11ページになります。

款4衛生費の保健衛生総務費は、保健センターが実施します健康づくり実態調査等に対し、長寿社会づくりソフト事業費交付金の採択がなされたことに伴い、財源組替えを行うものです。

款５農林水産業費です。目３農業振興費の４８０万４,０００円は、補助事業の内示がありました大野地区の受託組織フレンドたぐのうが導入します穀物遠赤外線乾燥機への熊本土利用型農業競争力強化支援事業補助金８１万５,０００円と、湯浦機械利用組合のスピードスプレーヤー等の導入に係る攻めの園芸生産対策事業補助金３９０万円、及び農地中間管理機構を経由した農地賃借に係る耕作者集積協力金６万９,０００円です。目６かんがい排水改良費の１８０万６,０００円は、女島赤石地区の取水堰が故障したことから、修繕工事を計上するものです。目９中山間地域総合整備事業費の３３９万１,０００円は、県の事業増額に伴う町負担金の増額分３３２万１,０００円と、増額に伴う受益者負担金を補助するための中山間地域農地集積促進事業補助金７万円でございます。

款６商工費です。目２商工業振興費の３,５３４万５,０００円は、熊本地震で被災しました芦北町商工会館の建て替えに係る補助金で、県補助金の交付決定があったことから、今回計上するものです。目５御立岬公園費の１６万９,０００円は、御立岬温泉センター露天風呂の濾過器三方弁の修繕を行うものです。目６物産館管理費の３３１万６,０００円は、芦北町物産館調理室等のエアコンを取替修繕を行うものでございます。

款７土木費です。目４砂防費の２００万円は、芦北的場地区の単県急傾斜地崩壊対策事業に伴う負担金を計上するものです。

予算書は１２ページになります。

款９教育費です。目４図書館費の１６５万１,０００円は、図書館・児童館等複合施設の整備予定地の測量業務委託料です。次の目３温泉プール運営費の５７万６,０００円は、濾過器の修繕料を計上するものです。

款１０災害復旧費です。目１農地災害復旧費の６３万円は、台風１８号の豪雨により被災した水田２箇所に対する小災害復旧事業費補助金です。

失礼しました。攻めの園芸補助金を「３９２万円」を「３９０万円」と発言しました。修正をお願いいたします。失礼いたしました。

次に、歳入は８ページをお願いいたします。

款１１分担金及び負担金です。目１農林水産業費分担金の９９万４,０００円は、中山間地域総合整備事業費の増額に伴う受益者分担金です。目２土木費分担金の１万５,０００円は、芦北的場地区の急傾斜地崩壊対策工事に伴う受益者分担金です。

次に、款１３国庫支出金です。目１総務費国庫補助金の２１６万円は、住民票等への旧姓併記に係るシステム改修費への補助金です。目２民生費国庫補助金の１９万４,０００円は、保育所職員の処遇改善に伴うシステム改修費への補助金です。

次に、款１４県支出金です。目１総務費県補助金の４０万円は、熊本地震被災者

の転居費用に係る熊本地震復興基金交付金30万円と、婚活イベント支援に係るチャレンジ事業費補助金10万円です。目2民生費県補助金の36万6,000円は、ひとり親等家庭医療扶助費の増額に伴う補助金です。目4農林水産業費県補助金の369万3,000円は、中山間地域総合整備事業の事業費増額に伴う農地集積促進事業補助金3万4,000円と、女島赤石地区の取水堰修繕工事に係る農業農村整備推進交付金91万8,000円、湯浦機械利用組合のスピードスプレーヤー等の導入に係る攻めの園芸生産対策事業補助金185万7,000円、フレンドたくのうの穀物遠赤外線乾燥機導入に係る熊本土地利利用型農業競争力強化支援事業補助金81万5,000円、農地中間管理機構経由の農地賃借に係る耕作者集積協力金6万9,000円です。

款18の補助金は、最後に御説明いたします。

予算書9ページをお願いします。

款19諸収入です。目2雑入の85万円は、保健センターによる健康づくり実態調査に係る長寿社会づくりソフト事業交付金です。

予算書8ページに戻っていただきまして、款18繰越金は、歳入歳出の不足額4,963万9,000円を前年度繰越金より充当するものです。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正について御説明いたします。平成29年度をもって契約期間が終了する車両運行等の業務委託について、平成30年4月以降の業務に備え、契約手続き等を進める必要があることから、今回の補正でふれあいツクールバス運行業務委託料から学校給食配送車運転業務委託料までの合計5件、限度額の合計1億7,759万円を追加するものです。事項別の期間及び限度額は記載のとおりでございます。

なお、予算書13ページに債務負担行為の当該年度以降の歳出予定額に関する調書を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 12月補正であります。第2表の債務負担行為のほうでお願いします。この事項においては、多分、各課の委託料で、毎年の委託料で計上されたものが、今回、債務負担行為になりましたよね。要するに3年間という形で得られるんですが、これはもう入札契約等はこれからされる予定なのか。どういう過程で締結をされるのか、入札など、そういうことをちょっとお尋ねしたいと思います。前の予算を見てみましたら、前の予算と1年間掛ける3でした場合、その予算額は

上限はどういうふうになっているのか。例えばですね、小学校のスクールバスは29年度は3,129万円なんですね。だから、それを3年でした場合、だいたいこうなるんですけども、そういう中でどのくらいの差、今の情勢では1年1年何か労務単価とか違って来るから、債務負担行為にしますと3年やるもんですからですね、その点の入札の方法とかいろいろあると思いますので、そういう過程もお聞かせいただければと思います。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 債務負担行為については、ここに書いてありますとおり、先ほども説明いたしましたけれども、30年度、それから32年度までの予算にそれぞれこの額を計上していきます。一番上ですと、30年度で2,221万6,000円を計上いたします。ほかの4件については、これは3年分の限度額になります。それぞれ入札についてはですね、今年度中に行いまして、一応3年間または1年間の契約を行っていくという形になると思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今からということで理解をいたしました、業者として何業者ぐらい入れる予定ですか。今までのこの1年の委託料の契約には多分1社がほとんどだったと思いますが、何社入れられる予定でしょうか。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） お答えします。

先ほどありましたように、平成30年度からの、4月1日からのですね、施工を前提に、今後準備に入ってまいります、当然、指名願が出ている業者ということになるかと思っています。

○議長（寺本修一君） ほかに。川尻君。

○12番（川尻成美君） じゃあ金額面では、その29年度に予算措置した金額にだいたい同額になるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 今回はですね、平成31年の10月1日から消費税が10%に上がることを見越しておりますので、単純に3等分になっていないかと思えます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 9 議案第 40 号 芦北町組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 9、議案第 40 号「芦北町組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第 40 号、芦北町組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

組織再編に伴い改正が必要となる条例を一括してこの条例で改正するものです。

第 1 条の公告式条例は、田浦基幹支所の再編に伴い、公告を本庁のみとする改正です。

第 2 条の課設置条例は、健康増進課の新設及び介護保険事業の福祉課への編入に伴う改正です。

第 3 条の基幹支所設置条例は、田浦基幹支所を田浦支所とすることに伴う改正です。

第 4 条の一般職の職員の給与に関する条例は、再編に伴う級別職務分類表の改正です。

第 5 条の新型インフルエンザ等対策本部条例は、健康増進課の新設に伴う庶務担当課の改正です。

附則として、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１０ 議案第４１号 芦北町吉尾出張所管理条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第１０、議案第４１号「芦北町吉尾出張所管理条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第４１号、芦北町吉尾出張所管理条例の制定について御説明申し上げます。

今回の制定は、組織再編による事務分掌の変更に伴い、芦北町東部保健福祉センター条例を廃止し、現在、同施設に設置しております吉尾出張所の管理条例として新たに制定するものです。

第１条で趣旨を、第２条から第１２条まで利用の許可、使用料、過料等を、第１３条で規則への委任を規定しており、東部保健福祉センター条例とほぼ同様の内容となっております。

附則として、この条例は平成３０年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１１ 議案第４２号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

て

○議長（寺本修一君） 日程第11、議案第42号「芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第42号、芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給すること、また老朽施設の更新や耐震化などを計画的に進めていく上で、必要な財源を確保することを目的として水道料金を改正するものでございます。

改正内容としましては、基本水量8m³までの基本料金を月額で1,080円から1,296円に、基本水量を超える分1m³当たりの超過料金を140円から162円とするものでございます。なお、いずれも消費税込みの料金となります。

附則といたしまして、施行期日は平成30年4月1日から、また経過措置として3月使用分で4月に料金が確定し請求する分については、改正前の料金とするものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） まず、議案に対する反対の発言を。坂本君。

○2番（坂本 登君） 議案第42号、芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

芦北町水道事業を取り巻く環境は、老朽管更新が問題となり、古くなった水道管の更新をすることは当然であり、計画的に進めなくてはなりません。しかも、東日本大震災や熊本地震などによって、ライフラインの整備が喫緊の課題となっていて、災害及び危機管理の対策を充実することは十分理解できます。また、芦北町の水道が安心・安全なおいしい水ということも承知をしております。

しかし、今回の条例改正案は、水道料金を平成30年4月1日より引き上げるという内容です。今回の提案は、多くの町民の生活に直結する公共料金である水道料

の引き上げに関する重要なことです。少々時間をいただきますが、丁寧に3つの反対理由を述べ、討論をさせていただきます。最後までお聞きくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

反対の第1の理由は、水道事業会計から見ても、料金の引き上げを急ぐ必要はないということです。平成28年度収入の面から見ますと、第1項営業収益は1億9,800万円で、前年度と比べて4,700万円の増で、24%増えています。年間給水量1,332m³は、前年度と比べて34万9,000m³増えています。これらの営業収益から必要な経費を差し引いた経営利益は、約800万円の黒字となっています。また、配水管の老朽化を更新するために18億円かかることが料金引き上げの理由の一つに上げられています。しかし、これまで過疎債や地方公共団体金融機構などの借り入れで施設の老朽化対策に対応してこられました。今後もこれらのことに加えて、国や県への補助制度の改善の努力及び要望活動をして、あらゆる対策を取れば対応できるはずです。来年度4月1日からの水道料金の引き上げを急ぐ必要は全くありません。このことが反対理由の1つ目です。

第2の理由は、今、町民の皆さんの生活や暮らしは大変苦しい状況にあります。年金生活者も年金の引き下げで暮らしは厳しく、特に国民年金の人たちはぎりぎりの生活をされている方もいらっしゃいます。また、現在、町民の暮らしと営業は深刻です。働く人の賃金は減少し続け、中小・零細企業や自営業の方も売上が減り、悲鳴を上げている現状です。そんな中、平成31年10月から消費税10%への引き上げが押し付けられ、増税することが決まっています。増税によって、町民の暮らしと営業に大打撃を与えることは確実です。このような状況の中で、今回の水道料金の引き上げは町民の皆さんの暮らし、生活に追い打ちを掛け、苦しみ、脅かすものとなり、町民の皆さまに理解が得られるとは到底思えません。これが2つ目の理由です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。簡潔に願います。

○2番（坂本 登君） はい。もうすぐ終わります。

第3の理由は、水道料金の引き上げは、町民の説明責任が不十分です。私が初めて水道料金引き上げる内容を聞いたのは、12月6日の全員協議会です。担当課の説明を聞いてから、私が町民に説明できる日数はたったの5日間です。この短期間にお会いできた町民に、水道料金を引き上げる内容を説明しましたが、話をできた人全てがそんな話は聞いていない、値上げはしないしてほしいということが私に寄せられた意見でした。今回のような行政のやり方が多くの町民に対して、水道料金引き上げの情報発信と説明責任を十分果たしたといえるのでしょうか。現在、地方分権、住民自治の時代に当たっては、地方自治体は公共料金については町民とともに

考える時代の流れです。町民とともに歩む町政を目指すために、新たな負担をお願いするときこそ、町民と時間と手間をかけ意見交換し、丁寧に町民に説明しながら理解を得る努力をすることが町民との協働の原点ではないでしょうか。多くの町民の生活に直結する公共料金である水道使用料の引き上げを町民不在で決定してはなりません。今回、町民への説明が不十分なまま、多くの町民の皆さんに大きな負担を与える水道料金引き上げる提案は到底認めることができません。芦北町として、今一番やらなければならないことは、福祉の増進に努め、町民の命と暮らしを守ることです。来年度4月1日からの水道料金の引き上げは、直ちに撤回し、まだ実施するまでの期間はありますから、料金引き上げを回避するために、あらゆる検討をされるよう強く求めます。

以上、3点の反対理由を述べました。よって、議案第42号、芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。川尻君。

○12番（川尻成美君） 私は、所管の委員会でございまして、当然、私が委員長は来ておいでになりませんので、私、副委員長として賛成の形で発言をいたします。

これはもう2年ぐらい前からですね、公益事業会計でありまして、単独でやらなければいけない事業であります。今、何か事業の収支について述べられたようでありますけど、もっと公営事業の会計を勉強されたほうがいいかなと思います。要するに、もう40年も50年もなった、老朽化した配管施設等をするには相当の時間と経費がかかります。そのためには、やはり料金を上げなければいけない時期に来ているという十分な担当課の説明を私たちは聞いております。

そこで、料金を上げるならば、これだけが妥当であるということをちゃんと住民に説明ができるように、まず議会に報告をなささいといって、全員協議会を開いたわけであります。なぜ、そのときに坂本議員はそういう意見を述べられなかったのかなというふうに私は不思議に思います。少し内容的に説明が担当課も不足でありましたけども、私が申し上げた中で、住民に十分な、200円という値上げがその根拠を示す啓発運動をしっかりとなささいということで伝えておりまして、皆さん方も全員協議会でそれで納得されたというふうに理解をしております。

よって、私は議決をした後に、住民の皆さんにですね、値上げをする数か月前から啓発運動をすれば、それで御理解は得るものと思いますし、最終の決定は私たち議会の議決によってもたらす議員の役目でありますので、これで賛成というふうに思います。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで討論を終わります。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本修一君） 起立多数です。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第１２ 諮問第１号 芦北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第１３ 諮問第２号 芦北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第１２、諮問第１号「芦北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第１３、諮問第２号「芦北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までは、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字立川２８０番地、氏名、湯野一之。

この件につきましては、平成３０年３月３１日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただきます。

湯野一之氏でございますが、平成２７年４月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、現在１期目でございます。委員として人権相談や啓発活動に積極的に取り組まれており、引き続き御活躍いただくため、ここに議会の意見を求めるもの

でございます。

続きまして、諮問第2号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦2043番地4、氏名、溝下博行。昭和30年10月14日生まれ、62歳でございます。

提案理由は、前号と同じであります。

溝下博行氏でございますが、旧田浦町の職員として、昭和59年4月から合併まで20年9か月、また合併後は本町職員として平成28年3月まで、合計32年間奉職され、その間、田浦基幹支所長等を歴任されました。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適な人材と認め、議会の意見を求めるものでございます。

以上、2名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第12、諮問第1号から日程第13、諮問第2号までを順次討論を行い、採決します。

日程第12、諮問第1号、芦北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第13、諮問第2号、芦北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（寺本修一君）　ここで、しばらく休憩いたします。

議会運営委員は、議員控室へお集まりください。

会議は、11時から再開いたします。

-----○-----

休憩　午前10時45分

再開　午前11時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（寺本修一君）　配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君）　配付漏れなしと認めます。

本日、執行部より、議案追加の申し出があり、休憩中に開催しました議会運営委員会により、日程の追加の答申がありました。

お諮りします。ただいま配付しました議案第43号から議案第50号まで、議案8件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8とし、議題にしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君）　異議なしと認めます。

したがって、議席に配付のとおり、議案第43号から議案第50号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8までとして議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1　議案第43号　平成29年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（寺本修一君）　追加日程第1、議案第43号「平成29年度芦北町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　人事院勧告に伴います補正予算4件及び条例の一部改正4件の議案を追加提案しております。

それでは、議案第43号、平成29年度芦北町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ491万9,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を１０１億２，１４２万１，０００円とするものでございます。

今回の補正は、給与改定及び職員の異動等に伴う、款１から款９に係る補正でございますので、予算書の１７ページから１９ページの明細書で御説明いたします。

１７ページをお願いいたします。

特別職につきましては、表下段の比較の欄にありますとおり、給与改定により期末手当と共済費を増額しております。

１８ページをお願いいたします。

一般職につきましては、表上段の比較の欄にありますとおり、給与改定及び職員の異動等に伴い、給料の減額、職員手当と共済費を増額しております。一般職の増減要因につきましては、１９ページに記載のとおりでございます。

なお、給与改定に伴い、特別会計におきましても補正の必要が生じたので、特別会計に対する繰出金の補正も併せて行っております。

歳入につきましては、８ページになります。

今回の補正によります財源として、前年度繰越金を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

追加日程第２ 議案第４４号 平成２９年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（寺本修一君） 追加日程第２、議案第４４号「平成２９年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第４４号、平成２９年度芦北町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ２３万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３６億６,２２９万１,０００円とするものでございます。

今回の補正につきまして、職員給与費等の補正でございます。

歳出予算は、７ページになります。

款１総務管理費、目１一般管理費の１３万２,０００円と、次の項２徴税費、目４賦課徴収費の１０万５,０００円は、給与改定に伴う職員給与費の補正でございます。

歳入は、６ページになります。

款９繰入金の２３万７,０００円は、職員給与費の補正に伴う一般会計からの繰入金でございます。

なお、給与費の内訳明細につきましては、予算書の８ページから１０ページの明細書のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４４号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

追加日程第３ 議案第４５号 平成２９年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（寺本修一君） 追加日程第３、議案第４５号「平成２９年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第４５号、平成２９年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ27万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,452万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、職員給与費等の補正でございます。

歳出から御説明いたします。予算書7ページになります。

款1総務費、目1一般管理費の27万8,000円は、給与改定に伴う職員給与費の補正でございます。

次に、歳入でございます。6ページになります。

款7繰入金の27万8,000円は、職員給与費等の補正に伴う一般会計からの繰入金でございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

追加日程第4 議案第46号 平成29年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 追加日程第4、議案第46号「平成29年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第46号、平成29年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億214万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、職員給与費などの補正でございます。

予算書をもとに歳出から御説明いたします。予算書は7ページをお開きください。

款1温泉運営費、項1運営費、目2温泉観光センター運営費の14万5,000円は、給与改定及び住居の異動に伴う職員給与費などの補正でございます。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款3繰入金の14万5,000円は、職員給与費などの補正に係ります一般会計からの繰入金でございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

追加日程第5 議案第47号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第6 議案第48号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第7 議案第49号 旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第8 議案第50号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 追加日程第5、議案第47号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から追加日程第8、議案第50号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について」までを議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第47号から議案第50号まで、国の給与改正に併せた芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関連する改正となりますので、一括して御説明申し上げます。

議案第47号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づき一般職の職員の給料を0.15%増、ボーナスを0.1月増とする給与改定を、平成29年4月1日に遡及して適用するものです。

附則として、平成29年12月に支給する勤勉手当の支給率を100分の95とする特別措置を規定しております。

次に、議案第48号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第49号、旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例及び議案第50号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に併せて、町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当について、0.05月の増額改定を行うものです。

附則として、平成29年12月に支給する期末手当の支給率を100分の175とする特例措置を規定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） 法律の関係があるんだと思うんですが、なぜ今日に至ったのか、正式な議運でこの資料が出せなかった理由をお聞かせください。今回のこの条例案は、職員と、あと特別職ということなので、多数の町民の方とは関わりはあまりありませんが、やはりこういう文書は町民に意見を聞く時間がないと、私たちはここで個人の意見で賛否をしているわけではありません。あくまでも町民の代表として、ここで町民を代表して賛否をするわけですから、やはり早めに渡していただいて、各議員が町民の意見を聞いて、ここで採決するというのが正しいんじゃないかと思っておりますので、今日になった理由を聞かせてください。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 今回の給与改定につきましては、国家公務員の給与法と退職手当法の改正が12月8日に成立いたしましたので、それを受けての今回、本町

の改定ということになりましたので、6日の日の議運でございましたので、こういった運びになりました。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから追加日程第5、議案第47号から追加日程第8、議案第50号までを順次討論を行い、採決します。

追加日程第5、議案第47号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決しました。

追加日程第6、議案第48号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

追加日程第7、議案第49号、旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

追加日程第8、議案第50号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

—————○—————

散会 午前11時19分

平成29年第5回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年12月15日

午前10時 開 議
於 議 場

1 議事日程

第1 発議第2号 道路事業予算の総額確保並びに道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続に係る意見書案について

第2 請願第1号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について

第3 一般質問

（一括議題＝第4から第7まで）

第4 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

追加日程

第1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君

2番 坂 本 登 君

3番 宮 内 道 則 君

4番 寺 本 順 一 君

5番 古 村 逸 男 君

6番 白 坂 康 浩 君

7番 草 野 安 道 君

8番 前 田 徹 一 君

9番 元 山 秀 志 君

10番 宮 尾 秀 行 君

11番 平 松 洋 一 君

12番 川 尻 成 美 君

13番 藤 井 公 明 君

14番 岡 部 恵美子 君

15番 水 口 宣 之 君

16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教育委員長	澁谷百鍊君	教 育 長	竹浦裕道君
総務課長	下田研君	企画財政課長	一丸喜八郎君
税務課長	川尾敏浩君	住民生活課長	田渕耕一君
福祉課長	櫻井優一君	農林水産課長	福田貴司君
商工観光課長	園川民夫君	建設課長	長崎十三男君
上下水道課長	杉本芳郎君	会計管理者兼 会計室長	井手口浩二君
田浦基幹支所長	宮石幸人君	教育課長	長船正純君
生涯学習課長	宮下祐一君	農業委員会 事務局長	告畑一彦君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩間睦生君	次長(課長補佐)	上野孝司君
--------	-------	----------	-------

平成 2 9 年第 5 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮内道則	1 計石地区の耕作放棄地の再生は	計石地区の農地について、優良農地だったところと比較すると、耕作放棄地が増え、葎やセイタカアワダチソウ等の雑草が生い茂っている状態である。最近、「イノシシ」や「アナグマ」等が住みついているという話も聞き、近隣住民の生活も危ぶまれている。 ① 早急な対策が必要であると思うが、町としてどう考えているか。 ② 当地区の農地有効活用について、行政・農業団体・土地所有者間での協議等は、これまでどのようにして行われてきたのか。また、今後どのような対応を計画しているか。	町 長
		2 高齢者の交通手段の確保と運転免許証自主返納の推進について	高齢者が急速に進んでいる中、高齢者の通院や買い物の交通手段の確保が急務となっている。併せて、高齢者の交通事故に占める割合も増加傾向にあり、運転免許証自主返納推進も大きな課題となっている。 ① 山間地域で、本年度から乗り合いタクシーの運行がされているが、利用状況はどうか。 ② ツクールバスを運行しているが運行エリアを増やせないか。 ③ 高齢者で、運転免許証を自主的に返納されたドライバーに対し、タクシー券等を交付	町 長

			し免許証返納を奨励する考えはないか。	
2	坂本 登	1 福祉及び医療の充実について	① 芦北町総合計画（第二次）の住民アンケート調査結果概要について、町長はどのように認識しているか。 ② 同計画の第3章の31頁（3）医療環境の充実及び32頁（4）高齢者福祉の充実、34頁（1）障害者福祉の充実で、それぞれに現状と課題等が示されているが、進捗状況と今後の計画をどう考えているか。	町 長
		2 有害鳥獣被害防止対策について	① ここ10年間の有害鳥獣捕獲数及び被害額はどう推移しているか。 ② 有害鳥獣の捕獲に対し助成されているが、国、県、町の負担はどうなっているか。 ③ 他市町村で国の補助金等を活用し、捕獲したシカ・イノシシの解体及び食肉加工施設を整備し、販売等を行っているが、本町も実施する考えはないか。 ④ 若い世代の狩猟者育成に向け、町の助成額を増額する考えはないか。 ⑤ シカの食害による森林被害が拡大している。森林保全の観点から新たな対策を講ずる考えはないか。	町 長
		3 平成29年度瀬戸石ダムの定期検査結果について	① 国土交通省は、瀬戸石ダムの定期検査で、電源開発(株)に8回連続で「貯水池の堆砂により洪水被害が発生する恐れがある」と通知した。	町 長

			瀬戸石ダムのある自治体として、この事実をどう認識しているか。 ② 定期検査の結果を受けて、瀬戸石ダム貯水池周辺住民の命と安全を守る立場から、国土交通省及び熊本県、電源開発(株)に町として抜本的な対策を要請する考えはないか。	
		4 町道の安全対策について	① 南九州西回り自動車道津奈木 I C 開通により、町内の交通渋滞の可能性は少なくなっている。歩行者が多い町道佐敷駅通り線の駅周辺部に対する大型車進入禁止の協議は具体的に進んでいるか。 ② 町道黒岩上原線で、危険と思われる箇所にガードレール未整備区間がある。ガードレールを設置する考えはないか。 ③ 町道海路上原線のシカなどによる落石が頻繁に発生している。対策はいかがか。 ④ 町道川嶽線の海路高田辺間に離合箇所が不足している。増やす考えはないか。	町 長
3	荒川知章	1 光ブロードバンドの整備に伴う利活用推進について	① インターネットを通じた新たな情報媒体で町の情報を発信する考えはないか。 ② 加入促進のための具体的な施策を考えているか。 ③ 住民が利用する機会の多い施設などで、W i - F i を無料で利用できるようにする考えはないか。	町 長
		2 図書館と児童館の整備について	図書館と児童館を複合施設として建設予定であるが、書店や	町長及び 教育委員長

		て	カフェなどの機能を付加し、より多くの人が集まるような施設とする考えはないか。	
		3 倒壊の恐れのある危険な空き家対策と跡地の利用について	近隣の住民生活の安全を脅かす恐れのある、長期間放置された空き家が最近増加している。 ① 持ち主が分からない、または持ち主が適切な管理を行っていない空き家に関しては、町が解体を行うなど、住民生活の安全確保に向けた制度を設ける考えはないか。 ② 空き家を解体した跡地について、町が移住希望者に斡旋する制度を設ける考えはないか。	町 長
		4 芦北海浜総合公園及び御立岬公園の利用促進と整備について	① 無料で遊べる遊具をもっと充実させる計画はないか。 ② 両公園にはウォーキングに適した歩道があるが、健康づくりを推進するウォーキングコースとして位置づけ、看板等を設置するなどして集客を図る考えはないか。 ③ 秋から春にかけて、海水浴シーズンを除く時期は、芦北海浜総合公園を利用する人に対して、無料で駐車場が使えるようにする考えはないか。	町 長
4	川尻成美	1 地域おこし協力隊員の現状と今後の活動について	① 本年度より採用された地域づくり協力隊員の活動は、どのような状況か。 ② 本事業の内容及び任命した隊員の住民への周知は、どう行っているか。 ③ 隊員の活動に対し、必要な経費等予算措置はどうなっているか。	町 長

		④ 本町において、町内への移住定住推進が重要であると思うが、このことについて、どのような活動を計画しているか。 ⑤ 隊員の安住について、町はどのように考えているか。	
	2 新たな企業誘致の取組について	本年度、光ファイバー網整備が一部の地域で完了するが、新たな施策としてITベンチャー企業等の誘致に取り組む考えはないか。 また、誘致に際し、休止している公共施設や空き家等の利活用も併せて考えてみてはどうか。	町 長

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、議席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第１ 発議第２号 道路事業予算の総額確保並びに道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続に係る意見書案について

○議長（寺本修一君） 日程第１、発議第２号「道路事業予算の総額確保並びに道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続に係る意見書案について」を議題とします。

本発議について、趣旨説明を求めます。元山君。

○９番（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

道路事業予算の総額確保並びに道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続に係る意見書案について御説明いたします。

国は、道路事業に対し、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等を嵩上げしておりますけれども、規定は平成２９年度までの時限措置となっております。

道路網の整備及び維持管理は、八代海に面する海岸部と広大な中山間地域で構成され、併せて総延長３７４．４kmの町道を有する本町にとって、地方創生及び地域の活性化には必要不可欠なものであり、補助率等が低減することは自主財源の乏しい地方自治体にとって死活問題であります。

このようなことから、国に対し、今後も計画的かつ着実な道路予算の十分な確保と道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に規定する補助率等の嵩上げ措置を平成３０年度以降も継続するよう、添付しております意見書案をもって強く要望するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第2 請願第1号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について

○議長（寺本修一君） 日程第2、請願第1号「家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について」を議題とします。

それでは、定例会初日に文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に委員会に付託されました請願第1号につきましては、12月12日に審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

本件につきましては、第193回及び第195回国会に請願が提出されており、審査されているところであります。

当委員会においては、家庭教育支援法について、国政の動向を注視しながら慎重に審査したほうがいいのではないかと意見があり、採決の結果、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長報告の

とおりに継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

第3 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第3「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされますよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、宮内君。

○3番（宮内道則君） 皆さん、おはようございます。一般質問のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

さて、私は、一般質問の通告書によりまして、2つの質問をさせていただきたいと思います。まず第1点は、計石地区の耕作放棄地の再生についてであります。当計石地区は2級河川佐敷川と湯浦川が合流する河口の右岸側に位置し、芦北町の西の玄関口でございます。総面積17.6haを有する優良農地でありましたが、近年は農業政策や後継者不足等により、本来の農業生産にはいたっておらず、本年度の作付面積は11.1haとなり、全体で6.5haの減少となり、ここ数年は毎年のように耕作放棄地が増え、葎やセイタカアワダチソウなどの雑草が生い茂って、作付けすることが困難な状態にございます。また、最近ではイノシシやアナグマ等が住みついて、近隣住民の生活も危ぶまれている状況であります。①早急な対策が必要であると思うが、町としてどう考えているのか。②当地区の農地有効活用について、行政、農業団体、土地所有者間での協議等はこれまでどのようにして行われてきたのか。また、今後どのような対応を計画しているのか。

次の第2点は、高齢者の交通手段の確保と運転免許証自主返納の推進についてであります。芦北町の高齢化は急速に進んでいますが、竹崎町長の高齢者に対するやさしさと、きめ細かな施策が行われており、高齢者も安心して過ごしております。そこで、高齢者の通院や買い物の交通手段の確保が急務であるということを町長自身もご存じであると思います。特に山間地の高齢者は交通手段の手立てがなく、深刻でございます。そこで、芦北町は10月2日に山間地など公共交通の空白地帯の7路線で、予約型乗合タクシーの乗合ワゴンの試験運行が始まっており、来年3月までの運行状況を踏まえ、山間地の住民の方々も大変期待を寄せておられます。

また、我が芦北町の高齢化率は平成28年10月1日現在で40.1%、県が2

9.5%、国が27.3%となっている中で、高齢者の交通事故が非常に増加しており、県警が発表した昨年の交通白書によると、事故発生件数は1,182件、全体の19.2%、死者数36人、全体の53.7%、負傷者数1,275人、全体の16.1%と、高齢者の交通事故が非常に多くなっている現状を踏まえ、高齢者の交通事故を防ぐために、下記3点についてお尋ねをいたします。①山間地域で本年度から乗合タクシーの運行が試行されているが、利用状況はどうか。②ツクールバスを運行しているが、運行エリアを増やせないか。③高齢者で運転免許証を自主的に返納されたドライバーに対し、タクシー券等を交付し、免許証返納を奨励する考えはないか。

以上で、私の質問を終了いたしますが、答弁による再質問は自席から申し上げます。

○議長（寺本修一君） 宮内君の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。宮内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、質問1の①と②は関連がありますので、合わせてお答えをいたします。①につきましては、計石地区の農地は耕作放棄地の解消とともに、有効活用及び有害獣対策などが喫緊の課題でありまして、その全般的な対策として国の補助を受け、県営事業によりまして圃場整備をできる限り早く実現できるよう、県当局と協議を進めております。

②につきましては、これまで圃場整備の実施に向け、地元の農業者及び県芦北地域振興局などと協議を重ね、説明会も開催をしておりますが、受益者負担金や地域農業の担い手への農地集積等について課題がありまして、計画的に進展せず、苦慮している旨の報告を受けております。

そのような中におきまして、平成29年度に入りまして、受益者負担金の軽減措置やJAあしきたが当地区の圃場整備と農業振興について前向きに関与したい意向が確認できましたので、事業を積極的に推進するための良い条件が整ったと判断をいたしました。

また、先月、11月22日でございますが、当地区と同様に干拓地における圃場整備計画のある宇城市の先進地を私自ら視察をしてまいりました。改めて圃場整備の必要性を実感いたしましたので、担当課には計石地区の圃場整備実現に向け、さらに本腰を入れて取り組むよう、既に指示をしたところでございます。

次に、質問2につきまして、お答えをいたします。高齢者等の交通手段の確保につきましては、重要な課題であると認識しておりまして、これまでも様々な取り組みを進めているところであります。これらの具体的な内容につきましては、担当課長から答弁をさせます。以上です。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

質問２の①につきまして、お答えいたします。予約型乗合タクシー、乗合ワゴンですけれども、の実証実験は山間部の空白地帯を中心に、区長さんより聞き取り調査や住民アンケートを実施したところです。今年１０月２日から７路線１０系統で、週１回ないし２回の運行をスタートいたしております。２か月間の運行状況は、１０月が延べ９２人、稼働率が４８％、１１月が６１人、稼働率が２７％となっております。運行開始からまだ間もないことから、今後の運行状況を見る必要がありますけれども、利用者、運行委託業者の声を聞きながら、改善点の検証を行いたいと思っております。

次に、②についてお答えいたします。スクールバスにつきましては、御存じのように、産交バスの撤退後の路線確保のための措置として、平成２２年６月に大岩、白石地区線の運行開始から、平成２７年１０月運行の鶴山線、女島線、田川線の運行まで、７路線で実施しているところでございます。平成２８年度からは住民ニーズや利便性を考慮し、路線の延伸等の軽微な見直しは柔軟に行っているところでございます。

③につきましては、高齢者の交通事故については、ブレーキとアクセルを踏み間違ひするなど、重大事故につながる可能性が指摘されております。その原因の一つとして、認知機能の低下があるとさせているようです。免許返納者に対しまして、産交バスは運賃を半額とする乗車券を発行しておりまして、住民の方も条件が整いますと利用が可能でございます。また、他の団体の対応も様々でございますけれども、現在のところ、本町はスクールバスは無料となっておりますし、乗合タクシーは１５０円から３００円で利用できる状況でございます。タクシー券等についてはですね、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 宮内君。

○３番（宮内道則君） ２回目の質問をいたしたいと思います。

まず、計石地区の耕作放棄地の再生についてですね、竹崎町長より誠意あるお言葉をいただきました。これで圃場整備の実施に向けての地元の農業者や県職員の方などを含めたですね、いろんな受益者間の農地の集積をどうするかなど、課題について大変協議をされたんだらうと思っております。そういうことで、十分私も理解をいたしました。

次にですね、②の質問でございますが、受益者間のいろんなですね、負担金の軽減とか、あるいはただ今お話がありましたように、ＪＡあしきたさんの協力等をですね、いただかれたと。また、町長自ら先進地に行かれて視察をされて、取り組む

姿勢を見せられました。そういうことで、竹崎町長ですね、このリーダーシップを十分取っていただきまして、御期待を申し上げまして、計石地区の耕作放棄地の再生について、1と2の質問を終わります。

次にですね、同じく質問でございますが、課長のほうから高齢者の交通手段の確保と運転免許証自主返納の推進について御答弁をいただきました。ただ今ありましたように、10月は延べ92名、稼働率48%、11月は61人で、稼働率27%だったと説明をいただきました。ありがとうございます。これにつきましてはですね、試験運行開始から間もない2か月足らずでございますので、このこともですね、十分踏まえまして、1年を通じて、その成果を踏まえた中で、来年ですね、また一般質問をさせていただこうかなと考えておりますので、この件につきましても、質問を終わらせていただきます。

次にですね、②の質問について、これはツクールバスの運行でございますが、ただ今お話がありましたように、7年前に計画をいたしております。管内7路線で運行されてですね、大変地区住民には感謝をされており、今後も、ただ今課長のほうからお話がありましたように、住民ニーズに合った運行を心がけていきたいというお話もございます。是非今後ですね、この産交バス等の代替というお話もございました。新規路線の開設はなかなか難しいとの御答弁でございますけれども、是非1路線でも追加及び見直し等ができないかですね、今一度、課長に御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、③の質問でございますが、現在、芦北町では免許返納者に対し、産交バスが運賃を半額とするというお話等もございましたが、本町のツクールバスは一応無料で運行していただいております。乗合タクシーは、お話がありましたように、150円から300円でね、利用状況であるとの説明でございますが、今後、タクシー券等につきましてはですね、大変芦北町におきましても財政上、厳しい中であると思っておりますけれども、より良いものにしてほしいと私も願う一人でございます。是非、免許証返納者が増えると思われましますので、町当局におかれましては今後十分検討いただきまして、予算等ですね、計画等もされましてですね、我々団塊世代が10年後は80になるわけでございます。そういうことで、十分その付近も踏まえながら、財政状況等も踏まえて、御検討いただければと思います。そういうことで、③の質問も終わります。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） ツクールバスについてはですね、非常に新規路線というのは難しいわけですが、今後、地区のその相談もですね、伺いながら、変更可能なものについてはですね、検討してまいります。現在、平成31年度を目

途にですね、町全体の交通体系を見直すこととしまして、その事務を今進めているところでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） ありがとうございます。

3回目の質問になりますが、ただ今課長のほうからツクールバスの平成31年度ですね、につきまして見直し等も考えているというお話をいただきました。是非高齢者のですね、事故防止のためでございます。そういうことで、当局におかれましても、10年後、20年後のですね、我々世代も含めてですね、そういう免許証を返納いたしますので、足がない、そういった高齢者のために御理解をいただきまして、町長のほうにもですね、是非御理解をいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺本修一君） 宮内君の質問が終わりました。

次に、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。御苦労様です。日本共産党の坂本登です。議長の許可のもと、4項目について、通告に沿って質問をいたします。

1つ目の質問は、芦北町総合計画、医療・福祉の充実についてお聞きします。①芦北町総合計画（第2次）の住民アンケート結果概要について、町長はどのように認識をしていますか。②同計画の第3章の31項（3）医療環境の充実及び32項（4）高齢者福祉の充実、34項（1）障がい者福祉の充実で、それぞれに現状と課題等が示されていますが、進捗状況と今後の課題をどう考えていますか。

2つ目の質問は、有害鳥獣被害防止対策についてお聞きします。①この10年間の有害鳥獣捕獲数及び被害額はどう推移していますか。②有害鳥獣の捕獲に対し助成されているが、国・県・町の負担はどうなっていますか。③他市町村で国の補助金を活用し、捕獲したシカ・イノシシの解体及び食肉加工施設を整備し販売等を行っているが、本町も実施する考えはありませんか。④若い世代の狩猟者育成に向け、町の助成額を増額する考えはありませんか。⑤シカの食害による森林被害が拡大している。森林保全の観点から、新たな対策を講じる考えはありませんか。

3つ目の質問は、平成29年度瀬戸石ダムの定期検査結果についてお聞きします。①国土交通省は、瀬戸石ダムの定期検査で電源開発株式会社に、8回連続で貯水池の堆砂により洪水被害が発生する恐れがあると通知している。瀬戸石ダムのある自治体として、この事実をどう認識していますか。②定期検査の結果を受けて、瀬戸石ダム貯水池周辺住民の命と安全を守る立場から、国土交通省及び熊本県、電源開発株式会社に、町として抜本的な対策を要請する考えはありませんか。

4つ目の質問は、町道の安全対策についてお聞きをいたします。①2013年3

月議会で質問しましたが、南九州西回り自動車道、津奈木ＩＣ開通により、町内の交通渋滞の可能性は少なくなっています。歩行者が多い町道、佐敷駅前通りの大型車進入禁止の協議は具体的に進んでいますか。②町道黒岩上原線で危険と思われる箇所にガードレール未整備区間があります。ガードレールを設置する考えはありますか。③町道海路上原線のシカなどによる落石が頻繁に発生しています。安全対策は考えていますか。④町道川嶽線の海路高田辺間に離合箇所が不足しています。増やす考えはありますか。

以上で、本壇からの質問を終わります。各項目について、明確にお答えください。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、質問１の①につきまして、アンケート結果につきましては、多種多岐なものにわたっておりますが、私も全てに目を通しております。総合計画にその町民の皆さんの思いが活かされるよう、これに努めておるところでございます。

質問１の②につきましては、担当課長から答弁をさせます。

続きまして、質問２の有害鳥獣被害防止対策につきましては、芦北町有害鳥獣被害防止対策協議会を設置しておりまして、その構成員であります猟友会をはじめ、ＪＡや森林組合と連携を図りながら、対策と効果を検証しつつ、実態に応じたできる限りの対策を実施しております。この会議は、私も自ら座長として出席をしておりまして、真剣に討議、そしてまた効果のある対策を立てるよう取り組んでおるところでございます。

なお、①から⑤までの質問は、具体的な内容となりますので、担当課長より答弁をさせます。

続きまして、質問３の①と②につきましては、併せてお答えをいたします。瀬戸石ダムの判定につきましては承知をしております。今後、電源開発は河川管理者の国土交通省へ対応方針を回答することになると認識をしております。対応策につきましては、河川管理者の国土交通省から適切な指導がなされると思いますが、町として国土交通省、県、電源開発には、様々な場を通じまして、町民生活の安全確保に最大限の力を発揮いただくよう申し上げておるところであります。

続きまして、質問４につきましては、担当課長から答弁をさせます。以上であります。

○議長（寺本修一君） 田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 質問の主題１，福祉及び医療の充実についての②の（３）医療環境の充実についての取組状況、今後の計画についてでございますが、

少子高齢化が急速に進行している状況の中、今後さらに要介護認定者、認知症の方が増加すると予測され、また団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には5人に1人が認知症になると推測されています。このことから、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、関係団体と連携を図りながら、医療・介護予防、生活支援などのサービスが一体的に提供できるよう、認知症総合支援事業、一般介護予防事業、在宅医療・介護連携事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、生活支援体制整備事業、権利擁護事業、総合相談事業、介護予防ケアマネジメント事業、介護予防日常生活支援総合事業、任意事業などに取り組んでいます。

今後も各事業を充実させるとともに、また必要に応じて新たな事業にも取り組み、地域包括ケアシステムのさらなる構築を図りつつ、切れ目のないサービスが提供できるよう取り組んでまいります。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 質問1、②の（4）高齢者福祉の充実についてお答えいたします。高齢者福祉の充実につきましては、第6期芦北町老人保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、運営調整委員会で進捗状況の報告を行い、概ね計画どおり推移しているところであります。

主な事業としましては、老人クラブやシルバー人材センターへの活動費補助をはじめ、100歳になられた方への長寿慶祝金、米寿・喜寿の方への慶祝記念品贈呈、緊急通報体制整備事業等を行っています。なお、本年度において、平成30年度から32年度までの計画を策定中であり、今後も町民の誰もが安心して暮らせるよう取り組んでいきたいと考えています。

次に、障がい者福祉の充実につきましては、第4期芦北町障がい福祉計画、第3期芦北町障がい者プランに基づき、芦北町自立支援協議会で進捗状況の報告を行い、概ね計画どおり推移しているところであります。

主な事業としましては、障がい理解促進事業の実施をはじめ、関係団体への活動費補助、自立支援給付費扶助など、障がい福祉サービスの充実に努めています。また、障がいを理由とする差別の解消の推進では、広報紙や関係団体等の研修会で周知を行っています。なお、本年度において、平成30年度から35年度までの計画を策定中であり、今後も障がいのある人が障がいのない人と同じように、安心して暮らせるよう取り組んでいきたいと考えています。

○議長（寺本修一君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 質問2の有害鳥獣被害防止対策につきましてお答えいたします。

まず、①につきましては、10年前の平成19年度と平成28年度のイノシシ及びシカの捕獲数及び被害の推計額をお答えします。平成19年度の捕獲数は、イノシシ118頭、シカ20頭でした。平成28年度は、イノシシ420頭、シカ76頭でありましたので、年度により増減はありますが、年々増加傾向にあります。また、被害額は食害を含め、田畑の畦畔や農道の法面の被害など、数値として出しにくい被害が多く発生しており、あくまでも推計ではありますが、平成19年度は、イノシシが約2,000万円であり、シカについてはほとんどありませんでした。平成28年度は、防護柵設置などの効果により、イノシシは約200万円となり、被害額は減少傾向にあります。一方、シカの被害額は、主に新たな植林への食害などにより約1,400万円となり、増加傾向にあります。

次に、②についてお答えいたします。国からは、イノシシ、シカの捕獲に対し、1頭当たり8,000円の助成があります。県からは、シカ1頭当たり1,000円の助成があります。町からは、イノシシ1頭当たり5,000円、シカ1頭当たり4,000円の助成を行っており、これは近隣の市町より単価を高く設定しております。なお、国・県・町を合わせた1頭当たりの助成金額は、イノシシ、シカともに1万3,000円となります。

次に、③についてお答えいたします。他市町村では食肉加工施設を整備し、販売している事例がありますが、実態や効果などはまだ検証されていないようです。今後、そのような情報については、参考のため把握したいと考えておりますが、現在のところ、施設整備や販売頭を行う計画は考えておりません。

次に、④についてお答えします。若い世代の狩猟者は是非増えてもらいたいと考えておりますが、②の質問でもお答えしたとおり、町は若い世代に特化せず、全ての狩猟者に近隣の市町よりも有害鳥獣捕獲に対し助成金を高く交付しておりますので、現時点ではこれ以上の増額は考えておりません。

次に、⑤についてお答えします。シカの食害による被害が増加傾向にあることを踏まえ、既に平成28年度から再造林の際に合わせて行うシカネット設置に対する助成を開始しております。また、シカの捕獲に有効なくくり罠について、芦北町有害鳥獣被害防止対策協議会と連携し、罠の数を増やした上で猟友会員に貸し出しを行う体制を整えております。なお、平成29年度からは被害の軽減を図るため、実態に応じた対策が十分できるよう、防護柵設置等に対する補助の上限を撤廃しております。

このように、現時点でできる限りの対策を実施しておりますが、猟友会や森林組合と連携を密にし、さらに効果的な対策があれば十分検討してみたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 次に、長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 質問の4の①につきましてお答えいたします。本件につきましては、警察と協議を行っており、規制をかけた場合、県道芦北球磨線が渋滞することが懸念され、このことは芦北警察署も同じ認識であります。佐敷駅通りの安全対策につきましては、町道射場芦北線改良工事の早期完了を図ることで対応してまいります。

次に、②でございますが、そのような箇所については、道路パトロール等で把握しており、ガードレールの設置につきましても危険度を考慮し、優先順位を定めながら設置に向けて検討してまいります。

次に、③でございます。町道海路上原線については、昨年、災害防除転石調査を17箇所行っており、その結果に基づき、本年度3箇所の落石防護柵を設置しております。今後もこれに基づき対応を行ってまいります。

最後に、④でございます。町道川嶽線は、球磨川へ張り出した離合箇所の設置になりますので、国土交通省との協議が必要で、箇所によっては河川断面を阻害することから、認められない場合があります。まずは、離合箇所の案内標識を設置し、スムーズな離合ができるよう検討してまいります。以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） まず、医療・福祉の充実について、町長の認識は全てに目を通していていると、概要についても全て町民の思いが活かされるようしているという主旨でした。芦北町総合計画にある住民アンケート結果概要で、今後10年間で特に力を入れるべきことについて、保健・医療・福祉の充実が回答者数1,129人の半数以上の、一番多い607人となっています。町長にお聞きします。保健・医療・福祉の充実に関し特に力を入れるべきというのが住民の一番の声です。芦北町民は保健・医療・福祉の充実を何よりも望んでいることが、このアンケート結果概要で分かりますが、その認識はおありですね。イエスかノーで結構です。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） あります。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 2,000人住民アンケートの結果、町民は保健・医療・福祉の充実を何よりも望んでおります。町長も今、認められました。芦北町は水俣病被害者が多く、医療手帳及び被害者手帳を持っている町民が多く暮らしていることが特徴です。また、熊本地震を経験した教訓から、普段から日常的に医療・福祉の充実したまちづくりを進めることが、突然の大規模災害にも備えることになります。しかも、子どもから高齢者まで広がっている格差と貧困の問題は、地方自治体にと

っても正面から向き合わなければならない問題になっています。

町長にお聞きします。町は、住民が特に力を入れることで一番多く望んでいる保健・医療・福祉の充実したまちづくりを基本に取り組むべきではないでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） このアンケート調査につきましてですね、保健・医療・福祉の充実ということではありますが、これをずっと深読みしますと、現状をこのままですね、衰退させることなく、維持してほしいということもですね、その含まれておるわけございまして、ですからそういう意味では、やっぱり大方の方が現状に満足しながらもですね、さらに内容を充実してほしいというふうに、私は解釈しておりますので、そのような姿勢で今後とも進めてまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 水俣病被害者の多い自治体として、保健・医療・福祉の充実したまちづくりは、地域医療環境の充実や雇用の創出などの経済波及効果が認められています。それに町の基本姿勢である「すべては次代を担う子どもたちのために」にも合致します。町長はこれまで私の一般質問に対して、「福祉政策は経常経費化するので慎重にならざるを得ない。福祉に特化しない。」と答弁されてきましたが、町長自身、11月2日の福祉スポーツ大会の来賓挨拶の中で、「福祉という字は二つとも同じ幸せという意味で、二つの幸せが合わさったことです。」という主旨の挨拶をされました。私も参加をしていましたので、直接お聞きをいたしました。二つとも幸せという意味であるならば、住民の福祉は住民の幸せということになります。

町長にお聞きします。地方自治法第1条の2にある「住民の福祉の増進を図ることを基本とし」という自治体の役割について、どのようにお考えですか。お聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 大きな柱は国の方針でありまして、そしてまた県と、そして町と、この線が一本化して効果が上がるわけでありまして、それにはないものですね、町独自の展開もやはり必要かなと思います。例えば、国民健康保険の負担金につきましても、介護保険の負担金につきましても、常に県の平均を下回るように、家計の負担軽減に努めよという指示を出しまして、そのように実施をいたしておるところでありますし、これからはやってくるであろうインフルエンザ、これに対します接種の負担金につきましても、熊本県でも最も低いと私は認識しておるところございまして、国の大きな指針、県の指針にも、それを合致するように、かつくどくなりますけども、町でも独自の政策を展開していくということで進めておる

ところでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 福祉は、国の政策が基本ということをおっしゃられました。

次に、②の2回目の質問を行います。医療、高齢者・障がい者福祉のそれぞれの進捗状況を詳しく丁寧に答えられました。それと、今後の課題については、計画を立て対応するという主旨で、担当課長がそれぞれに答弁をされました。限られた財源ではありますが、医療・高齢者・障がい者福祉を充実させることに、これまでどおり前向きに取り組んでいただきたい。しかし、芦北町単独で町民の要求を実現するには、大変厳しい現実があります。私は、限られた財源で福祉を充実させるためには、どうしても国の社会保障を抜きに、町の福祉政策は成り立ちません。

議長、ちょっと気になるんですが。

○議長（寺本修一君） 私語を慎んでください。

○2番（坂本 登君） 福祉政策は成り立ちません。来年度の国の予算編成で、安倍政権の福祉政策は、医療・介護、生活保護など、社会保障給付を減らす考えです。さらに、2019年10月の消費税10%への増税押し付けなど、国民の負担を増やし、暮らしがますます厳しくなります。これらのことに対して、町単独としても地方6団体としても、国に対して意見を言うことが必要です。

町長にお聞きします。住民福祉を充実するためには、自主財源だけでは厳しいことがあります。町民の幸せ、命と暮らしを守るため、町を代表して国の福祉政策に意見を言ってほしいが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 国等につきましては、機会があればですね、いろんな個々の要望もいたしますが、熊本県町村会におきましてもですね、それらを集約しまして国・県にも要望を行っておりますし、これは議長は熊本県の議長会の会長でございますが、同様の行動をとっております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。通告内容に従って質問をお願いします。坂本君。

○2番（坂本 登君） 先ほども申し上げましたが、地方自治法第1条の2は、自治体の役割として、住民の福祉の増進を図ることを基本としています。しかも、議員必携では、議員の地位は住民福祉を考え、住民の立場に立って判断すると書かれています。町長は、芦北町が行った2,000人住民アンケートの結果をもとに芦北町総合計画を策定し、これを基本に政策を計画的に実施されています。私は、住民から選ばれた住民全体の代弁者であり、奉仕者として各地域に足を運び、住民の切実な声や要求に耳を傾け、対話を重ねてきました。前回議員選挙当選以来、2014年度6月議会が今回の12月議会まで毎議会一般質問を行い、43項目について住

民の声を届け、意見を述べてまいりました。その中で特に高齢者の見守り活動、公共施設（各地域の集会所を含む）のトイレの洋式化、交通空白地帯への地域公共交通の整備、瀬戸石ダム貯水池、平谷川、内野木場川（吉尾川を含む）の堆積土砂の除去、簸瀬地区の浸水被害に対し避難経路を確保するための県道嵩上げなど、住民の声を代弁し、要望してきました。これらの課題に対し、議会と執行部が積極的に対応して、住民の願いがかなうことになりました。住民はこれらの要求が実現したことに大変喜ばれています。このように、町民からの具体的な要望を議会と町が積極的に取り上げ、この間に解決してきています。地方自治の原点は住民の声や意見に基づいて運営されることです。芦北町総合計画を実施するに当たり、本町も2,000人住民アンケート結果概要と同様に、町民の声を受け止めて策定してられました。

町長にお聞きします。今後も住民の声によって、福祉、また町政全体を進めるという町長の基本認識をお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） さっきから2,000人アンケートの言葉が出ておりますが、これはですね、我が町が誇るですね、行政手法でありまして、住民の1割以上の方にですね、意見を聞くというですね、これは他の県にはそう例のないサンプル数であります。それを基にやるということは、より精度の高い政策をですね、住民のニーズというものを把握できる、そして政策に実現できるという有効な手法であります。それは私が指示し、実施しておることありますから、あなたよりも私のはるかに認識をしておるところであります。

それと、坂本議員は町政報告をこの後ですね、町民の皆さん方にされると思いますけれども、その中でさっき漏れがございましたが、保健・医療・福祉のところでございますが、芦北町では他の自治体に先駆けてですね、医療費を高校生までですね、実施しておること、あるいは高齢者の方々、70になりますと無料入浴券を出している。これは全国でもまれでございますので、そういうところを是非記事にして、皆さんにお知らせをいただければと、私からのお願いでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） もう十分、18歳までの医療費の無料化等、十分もう宣伝等、報告はしておりますので御心配なく。もう一回、是非私もまたさせていただきたいと、そのまま報告をいたします。

町長も住民の声によって政策を進める、当然のことというふうにお答えになりました。芦北町のまちづくりは、町民の声を基本に調査・研究をして、町民全体の福祉の向上と、芦北町全体の活力ある発展を目指して、その実現のために努力するこ

とが大事です。大切なことは、高齢者、障がい者、小さい子どもたちなど、社会の中で一番弱い立場にある人の立場で物事を考え、まちづくりをすれば、誰もが暮らしやすい、より良い町になります。町長をはじめ、全職員の皆さん、対応策の判断に迷ったときには、常に社会の中で一番弱い人の立場で福祉を考え、先進的なまちづくりに取り組んでいただくことを心から申し上げます。

それでは、次の質問をいたします。有害鳥獣被害防止対策について、2回目の質問をいたします。それぞれ担当課長より答弁されました。捕獲数及び被害額について、10年間の推移はシカの捕獲数が増え、シカの被害額が1,400万円に増えていることが確認できました。助成額について、シカ、イノシシとも1頭につき、国・県・町の助成額合計で1万3,000円、そのうち町の助成額はシカ4,000円、イノシシ5,000円ということが分かりました。若い世代の狩猟者育成については、近隣自治体より町の助成額が多いことが分かりました。狩猟者の育成は、助成額の増額は考えていないが、全体的に考えているという答弁でした。狩猟者の育成は、喫緊の課題です。増加するシカの駆除方法を狩猟と箱罠以外に、群ごと捕獲する餌付けによる囲い込みや追い落としなど、新たな駆除方法を専門家や関係者と研究していただきたい。先ほど課長は、そういう新たな方法も検討するということでしたが、町長のほうからも一言お願いいたします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この有害鳥獣対策はですね、山村地域ですね、大きな課題であったわけですが、今や都市部も同様の問題となっておるところであります、全国共有の課題でありまして、これはですね、もう長い歴史があります。そして、地域によりまして傾向が違います。例えば北海道とかですね、北の地域になりますと、シカとかクマとかですね、そういった被害が大きいわけでありましたが、もう我々が驚くようなですね、捕獲頭数。1万頭前後をですね、捕獲する自治体もございまして、もう予算の大半をこれにつぎ込んでおるところもあるようであります、できる対策はですね、もう大日本猟友会の人たちとか、あるいは農水省、そういった関係省庁の方々等が集まる会議があります。私も出て、直接お願いをしております。私自身がハンターでありますので、そういう経験をですね、持っておりますけれども、やはり難しいところがあるということでもあります。

芦北では、イノシシの捕獲頭数がですね、以前に比べて増えておりますが、今頭打ちにきて、やがて減るものと推測されます。これはさっき課長が答弁したようなですね、いろんな対策をですね、講じた成果もありますが、一方ではシカが増えますと、イノシシが淘汰されるというですね、傾向がございまして、そういう自然的なですね、その影響によるものもあるのかなと思いますが、特にシカの被害は森林

の奥に行きますので、畑地をやるときには目に見えますが、森林の奥に行ったときはですね、見えないんですね。これが気付いたときにはもう森林が枯渇するという状況がやっぱり発生しておるということでございますので、今後はイノシシ対策、あるいはアナグマ対策もあります。あるいはですね、今年はヒヨドリがもう既に渡ってきました。デコポンとかですね、ああいう柑橘類に相当な影響、空から来るわけです。朝鮮半島から飛んでくるんですね。これが飛んでくる年と飛んでこない年がありますけれども、それらがですね、空からの攻撃には無防備なんです。これがどうするかといういろんな課題もあるわけで、これまで大音響を流すとかですね、大音量のその音を流すとかですね、あるいはそのハンターの育成に力を入れたと言いましたが、ハンター離れはですね、これはですね、もうなかなか食い止めることができません。若い人たちに言ってもですね、もう関心がない、興味がないということであればですね、これはなかなか難しいことでございます。しかしながら、できる対策はですね、今後考えてみたいと思いますが、面白いことを一つ申し上げます。その全国的な対策の会議の中でですね、ニホンオオカミを再びですね、よみがえられたらどうかという話がございました。これは明治期にですね、文明開化と同時に、明治政府が中心となってニホンオオカミを絶滅されましたね。このことによりまして、生態系が大きく変わってきたんですね。オオカミをですね、今、オーストラリアでももう実証しとるところがありまして、野に放っています。人畜に対策被害は非常にその危惧する声もありますが、もともとオオカミは人とか人畜に行かないんですね。ところがですね、童話で「赤ずきんちゃん」とか、いろんなオオカミを悪者にされてしまって、オオカミは悪者だというイメージがありましてね。でも、決してそうでないというですね、ことがやはり文献からもうかがい知れますし、意見としても聞いとるわけでありますが、この実証実験を国内でですね、うちでやっていい、うちでやっていいというところが手を挙げるんですけども、国が許可を下ろさないんですよ。ですから、もうニホンオオカミを放すが一番、あっという間にイノシシ、シカを食べてしまいますので。ということですが、まあそれは話として聞いとってください。これが実現としてはちょっとないわけでございますけれども、難しいわけでございますね。まあそういったことまでですね、議論をしながら今日まで推移しております。生産者の皆さん方が意欲を失わないように、そしてこれ以上地域のですね、経済力が低下しないように、今後ともしっかりと対応してまいります。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 私よりも町長のほうがはるかに詳しいなと思いました。それと、猟師であるということも初耳でしたので、よろしくお願いします。

③についてですね、国の補助金を活用した解体所及び販路拡大について、現在のところ、考えていないと言われました。現在のところということは、将来的には否定していないということだと思います。そうですね。全国で増加傾向にある増えすぎたシカの駆除を考え、ジビエ総合対策などを計画し、国の補助金を活用して五木村にあるような解体加工施設の設置と、道の駅などで特産品としてジビエの加工品販売及びレストランでの限定料理としてジビエの提供など、いろいろ難しい課題はありますが、芦北町の特産品の一つとして、ジビエの可能性を研究し、前向きに考えていただきたい。以前もこのことは質問しましたが、十分ジビエについては、町長は研究したと、そのときもおっしゃいましたが、今こう全国的にシカが増えてきて、もう一度考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 課長が答弁したとおりでありまして、このジビエの取組ですね、解体から販売というところまで取り組んでいるところがございますが、まだですね、その成果がきちっと検証できてないということでもあります。そして、日本人の食のですね、嗜好からしましても、欧米あたりでは割と多いかもしれませんが、日本人としてはいわゆる一度食べて経験してみたい程度でありまして、これを常食としてですね、位置づけるには少しまだ難しい面があるかというふうには思っております。現在のところ、大量の捕獲した有害鳥獣につきましては、今は穴を掘って埋めるといことがですね、一般的になっているところではありますが、今後も検討課題として位置づけるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非検討していただきたいと思います。常食じゃなくて、限定品としてでもいいと思います。

次に、⑤が今回のシカについてはメインの質問です。シカの食害については、これまで取り上げてきましたが、今回、特にシカの食害による森林保全についてお聞きをしております。環境省は「シカが日本の自然を食べ尽くす」とホームページ上で広報しています。また、林野庁も森林における鳥獣被害対策のためのガイド、森林管理技術者のためのシカ対策の手引きを作成し、森林保全対策を求めています。12月3日日曜日に八代市で行われた自然保護セミナー「シカの食害を考える学習会」に参加する機会があり、熊本県庁の広域本部林務課の草野静代様から、シカの被害について報告と説明を聞き、その後、八代市龍峰山の登り、実際の被害の実態を見てまいりました。5合目以上は車で行けないので歩いて登りました。登山道沿いの実態はシカの食害による森林の下草がほぼ食べ尽くされ、土や岩がむき出しになっている現状でした。この下草が喪失した森林には、昆虫も野鳥も見ることでは

きませんでした。最近、芦北町では、実際に球磨川沿いの山林にはシカが2、3年前から増えてきたと、地域住民の方から話を聞き、海路地区から上原地区まで住民の方と一緒に現状を見てきました。多くのシカの足跡や、何本もの通り道があり、またヒノキの皮や山林の下草など、食べられた場所を自分の目で確認でき、芦北町にもシカの被害が広がってきていることを実感しました。

町長にお聞きします。シカによる食害は農林漁業に対する被害はもちろんのこと、森林の下草がなくなった山では、植物、昆虫類、ほ乳類、鳥類など、生態系の貧弱化を招き、自然の恵みを奪っています。生態系への影響は、表土流失や土砂崩れの危険が増し、近年の大雨の増加に伴い、人災につながる恐れがあります。町全体で危機意識をもつことが大事になってくると思います。被害が拡大する前に、日本全国の自治体が国土、森林保全の視点を入れた計画の策定が重要と考えます。町長、平成30年度以降の芦北町鳥獣被害防止計画にシカの食害から森林を守るという観点を是非盛り込んでいただきたい。町長の考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） シカのみならずですね、有害鳥獣対策についてはしっかりと対策をとってまいりたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） よろしくをお願いします。

次の質問を、瀬戸石ダムの質問をいたします。瀬戸石ダムは、国土交通省からダム定期検査で2002年から8回連続15年間も、洪水の恐れがあり早急な対応が必要との、最も厳しいA判定を受け続けています。8回連続15年間もA判定は、日本全国で唯一、瀬戸石ダムだけです。この瀬戸石ダムのある自治体として、国・県、電源開発に対して、町として住民の安全を守るために、意見を言うことは当然のことです。先ほど答弁もされました。浸水被害者の声を紹介します。「電源開発株式会社は瀬戸石ダム湖の堆積土砂を5年ほど前から、12月から2月中旬まで処理しているが、球磨川の簸瀬地区から高田辺地区までの芦北側の堆積土砂は1回も排出処理していない。対岸の球磨村側の2箇所から毎年土砂を排出している。2月中旬までは瀬戸石ダム湖の水はなく、球磨川の堆積土砂がどれくらいあるか実態を知り、対岸の球磨村側ばかり取らないで、来年からは芦北側の簸瀬地区の中村商店の前の堆積土砂を取ってもらいたい。また、熊本県の管理河川の吉尾川は洪水時に和田口付近が一番浸水するので、1年おきでなく、毎年土砂を取ってほしい。芦北町の管理河川の平谷川は、来年度と、内野木場川は再来年度と、3年おきに計画を立て、必ず排出処理してほしい。」という浸水被害者の切実な要望です。

町長にお聞きします。この方は2011年から2017年の間に、和田口付近の

浸水により9回も県道通行止めを経験されています。町はこの浸水被害者の声を真摯に受け止め、瀬戸石ダム湖の水が引いている2月までに、球磨川の簸瀬地区から高田辺地区までの芦北側と、支流の吉尾川、平谷川、内野木場川の堆積土砂を実態調査して、河川管理者である国土交通省には簸瀬地区から高田辺地区までの球磨川の芦北側の堆積土砂の排出処理を、電源開発株式会社に指導・監督するように国交省に要望してください。熊本県には、吉尾川の堆積土砂は1年おきの処理ではなく、毎年、土砂排出処理を電源開発株式会社にするように熊本県に要望してください。芦北町の管理河川である平谷川、内野木場川の堆積土砂は、前回排出処理から3年おきに必ず取る計画を立てさせ、排出処理をするように電源開発株式会社に的確な対策をとるように町が直接要望してください。

以上、国・県、電源開発株式会社に対する浸水被害者の声と要望を真摯に受け止め、それぞれに町が直接要望してください。町長の意見をお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） お答えいたします。

町長も申されましたけれども、その今の堆積についてはですね、電源開発がですね、国土交通省へ12月20日までに回答することとなっております、町へもですね、説明がなされるというふうに思いますけれども、町は住民に対しましてですね、関係区長さんといろいろ区長会をはじめまして、いろいろなところでちょっとお会いをしまして、話をさせていただいているところではございます。今のところですね、説明会のその要望も聞いておりませんが、区長さんから要望があればですね、おつなぎはしたいというふうに思っております。

場所を変えてということなんですけれども、堆砂処理についてはですね、国土交通省の指導も考慮して実施をしているというふうに承知しております。堆砂処理については、工事の可能な期間、それから搬出のその運搬路の設置など、非常に技術的な制約がある中で、その総合的に勘案されているのではないかとというふうに理解をしております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 議員の議会での発言というのは、住民の声、意見なんですね。

だから、区長さんや地域から直接届いてないというのは通用しません。私が何度もこのことは取り上げ、住民から話を聞き、もう何度も取り上げています。そして、一番言いたいのは、もう8回連続、15年間も国交省から管理指導を受けている瀬戸石ダムなんです。そのことをダムがある自治体として、真剣に受け止めてもらいたい。だから、直接国・県、電源開発に町民の声を届けてくださいと、今日も具体的に申しました。是非届けてほしい。町長、よろしく。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 12月20日に回答が行くことになっておりますので、それらをですね、しっかりと見た上で、また対応してまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） よろしくをお願いします。

次に、町道の安全対策について、2回目の質問をいたします。それぞれに課長から答弁をいただきました。いろんな事情はあると思いますが、今回住民の声に基づき要求した町道の安全対策は、それぞれの町道において、重大事故の危険性があります。佐敷駅前通りの大型車の進入禁止、これは交通渋滞はほぼなくなっていますし、駅通りを両方向とも通行止めにしても、何ら町民に対して不都合なことはないと思います、良いことばかりで。3号線にそのまま出してもらって、そのまま行くという。これは実現可能だと思いますので、是非ですね、警察と安全協会等、いろんなところで実現に向けて努力していただきたい、このように思います。

あとは、海路、上原線の落石については、3箇所行ったと言われましたが、もう実際把握していらっしゃると思います。僕も行って、本当に危険な場所が毎日ですね、落石があります。住民の方は毎日、朝一番で行った人が道の端にですね、よけて行くと。大きなやつは、力がないから本当に困るということで、危険性がありますので、是非ともできるところはですね、対処していただきたい。

もう一つは、黒岩上原間の具体的に言いますと、今、スギの木を切っている場所なんですね。そこが走ってみると分かります。もう非常に転落の危険性があるって、重大事故につながるような危険箇所です。なので、早急にですね、今から雪が降ったり、凍結したりということも、道路の変化も出てきますので、早急に対処していただきたい。

そして、高田辺の離合箇所は、国交省との関連でなかなか難しいこともあるということですが、あそこの区間もですね、張り出した1箇所しかないんですね。だから、見通しがいいものですから、両方向から真ん中では離合せずに、両方向で待っているということが多くて、ずっとこう待ってたら、また向こうからこう入ってきて、ずっと行かれないという状況があるので、何か増やせば増やしてもらえないかという、そういう要望ですので、是非ともですね、難しいのは分かるんですが、何とか良い方法はないか検討してもらいたい。そのことを町長、ちょっとどうお考えでしょうか、最後にお聞きをいたします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 担当課でも実態を把握しておるわけではありますが、相当箇所あるみたいですので、事業推進上の基本的なスタンスとして、優先順位を付けて、あ

るいは重要度の高いところからやっていくということでございますので、まあそういう御指摘のところでもありますね、含めまして、今後検討を続けてまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 町道整備についてはですね、取り上げて、担当課ももう危険箇所を把握しているわけですから、把握している以上、重大事故が起こってからでは遅すぎます。是非とも、そういうことがないように安全対策はしっかりしていただきたいと思います。

少し時間は余っていますが、これで私の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。

従来なら休憩ですが、休憩なしで続行します。荒川君。

○1番（荒川知章君） 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、私は通告しております4点について質問をいたします。

1つ目は光ブロードバンドの整備に伴う利活用推進について、2つ目は図書館と児童館の整備について、3つ目は倒壊の恐れのある危険な空き家対策と跡地の利用について、4つ目は芦北海浜総合公園及び御立岬公園の利用推進と整備についてであります。

まず、光ブロードバンドの整備に伴う利活用推進について質問いたします。私は、平成26年第3回定例会において、町内全域への光通信開通に関する本町としての取り組みについて一般質問をさせていただきました。第6次水俣・芦北振興計画の平成30年度の実施計画に記載してありますように、情報社会の進展に伴い、光ブロードバンド環境は企業や工場など、事業所の経済活動にとって必要不可欠なインフラとなっており、企業誘致を進める上でも重要な要素です。また、住民生活でも欠かせない情報手段となっております。

芦北町では、採算性の問題から電気通信事業者への参入が期待できない光ブロードバンド未提供地域が存在しており、町民生活や経済産業活動に影響を及ぼし、若者の流出や地域の衰退が懸念されています。このため、町の関与によって光ブロードバンドサービスの提供エリアを町内全域に拡大させることにより、都市部との通信基盤格差是正、生活利便性の向上により定住促進及び地域産業の振興を図る目的で、芦北町と電気通信事業者が主体となって、平成29年度には田浦、湯浦地区の整備及びサービス提供開始、平成30年度には吉尾、大野、佐敷地区の一部の整備及びサービス提供開始となっており、平成31年度には町内全域での利用が可能となります。4億円を超える大きな予算を組んで取り組んでいただいております町長の御英断に敬意と感謝を申し上げます。

このことを踏まえ、まず1点目は、インターネットを通じてテレビなどの新たな情報媒体で町のイベントや情報を映像を通して発信する考えはないかお尋ねいたします。例えば、町民体育祭や成人式、文化祭などの映像を家のテレビで見られる、いわば芦北チャンネルの開設、今まではお悔やみ情報は決まった時間に家にいて聞いていないと分かりませんでした、芦北チャンネルによっていつでもお悔やみ情報等が見ることができるシステムの整備、また今や1人1台は所有しているスマートフォンを通して町の情報を受信したり、町民からも意見の発信ができるアプリの開発などの考えはないかお尋ねいたします。

そして、2点目は、せっかく光ブロードバンドの整備がされても、加入者が少なかつたら本来の目的が果たせません。町として加入促進のための具体的に施策を考えているかお尋ねいたします。

3点目は、住民が利用する機会の多い、例えば図書館やスカイドーム、または芦北海浜総合公園や御立岬公園などの町有の公共施設等でWi-Fiを無料で利用できるようにする考えはないかお尋ねいたします。

次に、図書館と児童館の整備について質問いたします。この事業も第6次水俣・芦北振興計画の平成30年度実施計画に、芦北町社会教育センター及び佐敷城跡周辺整備事業としてあり、移転も含めて検討を行い、生涯学習、文化、地域活動、防災の拠点組織として整備を図るものであるとあります。平成29年度に設立した図書館・児童館整備基本計画策定委員会での検討を踏まえて、図書館と児童館、そして社会教育センターの中央公民館を複合施設として新設、整備する基本構想・基本計画が策定されています。その中で共用部分には、飲食コーナーとして店舗や自販機など飲食ができるスペースを設けるとなっておりますが、そこにカフェや商店などの機能を付加し、より多くの人が集まるような施設とする考えはないかお尋ねいたします。

次に、倒壊の恐れのある危険な空き家対策と跡地の利用について、2点質問いたします。1点目は、近隣の住民生活の安全を脅かす恐れのある長期間放置された空き家が最近増加しています。持ち主が分からない、または持ち主が適切な管理を行っていない空き家に関しては町が解体を行うなど、住民生活の安全確保に向けた制度を設ける考えはないかお尋ねいたします。

2点目は、空き家を解体した跡地について、町が移住希望者に斡旋する制度を設ける考えはないかお尋ねいたします。

最後に、芦北海浜総合公園及び御立岬公園の利用促進と整備について、3点質問いたします。1点目は、両公園で無料で遊べる遊具をもっと充実させる計画はないかお尋ねいたします。現在、芦北海浜総合公園にはローラーリ्यूージュやゾーブ、

御立岬公園にはゴーカートやロンスキー、スーパースライダーなど有料で遊ぶ遊具はありますが、無料で遊ぶ遊具は少なく、日奈久にある日奈久ドリームランドや八代市坂本町の球磨川わいわいパークには、無料で遊べる巨大複合遊具がたくさんあり、芦北町民の方も休日は子どもを連れて、日奈久や坂本町、または水俣のエコパークに遊びに行くと聞きます。こういった状況を踏まえ、芦北海浜総合公園や御立岬公園でも無料で遊べる遊具を充実させることで、より多くの利用者呼び込むことができると思います。

2点目は、両公園にはウォーキングに適した歩道がありますが、健康づくりを推進するウォーキングコースとして位置づけ、看板等を設置するなどして集客を図る考えはないかお尋ねいたします。

3点目は、現在、芦北海浜総合公園は1年を通して駐車料金が500円かかりますが、先ほど述べた日奈久ドリームランドや球磨川わいわいパークは、駐車料金は無料で遊べます。秋から春にかけて海水浴シーズンでない時期は、芦北海浜総合公園を利用する人に対して無料で駐車場が使えるようにする考えはないかお尋ねいたします。

以上、壇上での質問は終わります。

○議長（寺本修一君） 荒川君の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 荒川議員の御質問にお答えをいたします。

質問1につきまして、光情報通信基盤整備事業が平成30年度までに完了する予定でありますけれども、インターネットを介したサービスは今後さらに進化すると考えております。具体的な内容につきましては、担当課長から答弁をさせます。

次に、質問2につきましては、図書館・児童館等整備基本構想基本計画を策定し、新施設のメインテーマとして「すべては次代を担う子どもたちのために」、「人が集い、つながり、学び、継承する場所」を掲げ、施設ごとの充実を図ることとしております。これも具体的には教育委員会からの答弁になります。

次に、質問3の①につきましてお答えをいたします。空き家対策に関する制度としましては、平成26年制定の空き家等対策の推進に関する特別措置法等により対応が可能であると考えております。

②につきましては、担当課長から答弁をさせます。

質問2、4につきましても、担当課長より答弁をさせます。以上です。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） お答えします。

質問1の①についてお答えします。まず、整備の背景と目的でございますけれども、荒川議員さんが申し上げられたとおりなんです、民間企業によります光情報

通信基盤については、山間地の整備はコスト面の問題で整備が難しい、また遅れている状況でありました。町では佐敷局以外の整備は見込めないという状況でしたので、そこで町が積極的にですね、介入することによりまして、今回、28年度から3年間で全町に光りインフラを整備し、地域の情報格差をなくすことを目的としてスタートさせております。これによりまして、現行のブロードバンド加入率約26%程度をですね、今後は40%程度まで高めたいというふうに考えております。御提案いただいた町の行政情報の提供につきましてもですね、文字情報や映像による提供も可能となることから、今後、提供のあり方をですね、検討してまいりたいと思います。

次に、②ですが、加入の促進につきましては、パソコンの利用だけではなくて、各家庭でお使いのテレビが活用できるツールもあります。他団体の活用事例等も含めまして検討し進めたいというふうに考えているところであります。

質問3につきましては、Wi-Fiの設置については、総合戦略にも計上してあるとおりなんですけれども、住民生活や教育、観光等に対しても多様性のある通信環境を確保することとしておりまして、コストパフォーマンス等を考慮しながら検討を進めることとしております。

それと、空き家対策ですが、質問3の倒壊の恐れのある危険な空き家対策と跡地の利用についての②についてお答えします。空き家等土地につきましては、現在、移住・定住ポータルサイトで情報提供を行っております。これまでの記載につきましては、空き家28件、土地4件で、制約件数は空き家が売買、賃貸合わせまして11件、土地はこれまでにありません。移住・定住希望者への情報提供は引き続き行っていますが、交渉等の斡旋に関する制度を設けていることについては、現時点では考えておらないところでございます。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 質問2についてお答えいたします。

本計画については、図書館・児童館等整備基本計画策定委員会の中で検討を行ってまいりましたので、策定委員会の委員長であります教育長から答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

新施設につきましては、芦北町のあらゆる世代が集い、つながり、学び、継承する、そして心豊かな人づくりの場所となることを期待し、複合施設として新設整備する計画であり、施設ごとの整備方針を掲げております。その中で、あらゆる世代が集い、学ぶ場所としての図書館機能として、飲食や休憩のできるスペースを設けることで、1日中楽しめる施設を目指すことも上がっております。

書店につきましては、管理運営計画との関係も含めて考える必要がございます。
具体的には、今後、基本設計において検討を重ね、詳細決定することになります。
以上でございます。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 質問4の①についてお答えをいたします。

平成27年度に策定されました芦北町人口ビジョン、芦北町総合戦略におきまして、新しい遊具導入について明記されております。これを受けまして、芦北海浜総合公園におきましては、現在、ペダル無し二輪車に乗り、足で地面を蹴って進む、全く新しいコンセプトのキッズバイクでありますストライダーを試験導入し、無料で使用してもらっており、今後の利活用が期待されているところであります。

公園中央のスペースには無料の遊具を設置し、家族連れや子どもたちの遊び場にもなっております。また、現在取り組んでいます国の事業を活用し、次年度以降に新たな無料遊具を導入する計画としております。

一方、御立岬公園につきましては、無料の小規模の遊具が設置されておりますが、老朽化しておりますので、今後、公園一帯の活性化を図るためにも、無料遊具の整備と導入に向けた取組を計画したいと考えます。

次に、②についてお答えします。芦北海浜総合公園におきましては、既に園内ウォーキングコースがあります。コースは公園内看板に表示して告知しております。御立岬公園におきましても、ウォーキングコースとして使用できます遊歩道がありますので、今後はコースの整備や案内看板などを設置することで、集客につながるよう関係団体とも協議を行いたいと考えます。また、町のホームページなどでの広報に努めてまいります。

最後に、③についてお答えいたします。芦北海浜総合公園の駐車場は、1年を通して有料となっておりますが、駐車券でローラーリ्यूージュを1回無料で利用できる特典付きで、公園の利用促進につながっております。また、公園を管理運営する上で、駐車料金はその貴重な財源となっております。なお、隣接している民間経営の駐車場もありますので、配慮する必要もあります。このようなことから、現時点では駐車料金無料化は考えておりません。以上です。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） まず、光ブロードバンドの整備に伴う利活用推進における1点目のインターネットを通じた新たな情報媒体で、町の情報発信する考えについて、課長より、文字情報や映像による提供も可能となり、今後提供のあり方を検討するという答弁をいただきました。

津奈木町では、自治体情報配信やアニメ、時代劇などの動画視聴、そしてカラオ

ケなどもできる光ボックスプラスという配信機器を無料配布して、家庭のテレビで自治体の情報を得ることができる整備を行っています。芦北町でも、これまで広報紙等で発信していた情報を家のテレビを通して動画で発信することにより、より臨場感をもってリアルに町の行事等を体感していただくことができ、芦北町により親しみをもって、町民が一体となったまちづくりにつながると思います。また、動画だけではなく、お悔やみ情報なども家のテレビで常時確認できるようになると、より便利になると思います。そして、町からの一方通行の情報だけではなく、町民の皆さんの意見もアプリ等を使ってアンケートが採れる仕組みづくりもでき、双方向でより良いまちづくりにつなげることができると思います。こういったことも踏まえて、もう一度、御見解をお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 先ほども申し上げましたが、将来は行政サービスの利活用は拡大していくというふうに思っております。今後、今御提案いただきました事例も含めまして、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 是非、町民の皆さんが光ブロードバンドになって便利になったという利活用を検討していただければと思います。

2点目の加入促進のための具体的な施策について、課長より、テレビの活用も含め、ほかの団体の活用や事例等も検討するという答弁をいただきました。芦北町では、目標の加入率を40%とされていますが、さまざまな自治体では光ブロードバンド加入促進補助金として1万円の交付を行っているところもあります。光ブロードバンドは加入料金だけではなく、月額の利用料もかかってきます。そのことを考えると、年金だけで生活をされていらっしゃる方々にとっては負担になり、加入をためらわれる方も多いと思います。しかし、光ブロードバンドは家のテレビを通してテレビ電話も利用することが可能となります。息子さん、娘さんが町外に出て、一人暮らし、または夫婦で二人暮らしの家庭が多くあります。テレビ電話を通して、都会で暮らす息子さん、娘さん、またはお孫さんと、いつでもテレビ電話を低額で利用することができます。例えば夕食時間にテレビ電話をつなげて、遠くにいる息子さんやお孫さんと一緒に会話をしながら食事を楽しむこともできます。また、息子さん、娘さんにとっては、田舎で一人で暮らすお父さん、お母さんの見守り機能も果たせると思います。それを考えると、月額の利用料金は都会で暮らす息子さん、娘さんが払っていただけるかもしれません。こういったことも踏まえて、もう一度御見解をお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 光ブロードバンドの加入によりまして、家庭でもですね、いろいろな活用可能性が広がるというふうに思っております。その加入促進につきましても、前向きにですね、検討していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 少しでも多くの住民の方に加入していただけるような施策を検討していただければと思います。

3点目の住民が利用する機会の多い施設などでW i - F i を無料で利用できるようにする考えについて、課長より、コストパフォーマンス等を考慮しながら検討するという答弁をいただきました。W i - F i を無料で使えるフリースポットがあることにより、より多くの人々が快適に過ごせる空間の提供につながり、より多くの集客にもつながると思います。是非、快適な空間を提供できる施策を今後も検討していただきたいと思います。

次に、図書館と児童館の整備における書店やカフェなどの機能を付加した、より多くの人々が集まるような施設とする考えについて、教育長より、飲食や休息のできるスペースを設ける。具体的には、今後、基本計画において検討を重ねていくという答弁をいただきました。今回、図書館・児童館等整備事業の計画を作成するにあたり、図書館または複合施設等を視察・調査されたと思いますが、その中でカフェや書店の機能も付加したところはありませんでしたでしょうか。

○議長（寺本修一君） 宮下生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮下祐一君） お答えいたします。

芦北町図書館・児童館等整備基本計画策定に向けての研修につきましては、事務局、そして策定委員会あわせて、県内外の6施設を研修をしております。その中でカフェを設置してあるところは3施設ございました。また、自販機、それからテーブル、椅子などを置いて、休憩、交流スペースを演出してある、そういうところが2施設、何も設置していないところが1施設でございました。

なお、書店につきましては、どこもございませんでした。どの施設も人が集うように、また居心地の良い空間づくり、交流の場づくりを考慮してありまして、本町におきましても、先ほど教育長から御答弁がありましたように、今後の基本設計の中で管理運営計画も含め、具体的な検討を重ねていくと、そのように考えております。以上です。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 佐賀の武雄図書館は、蔦谷書店が入り、カフェなどのスペースもあり話題になりました。また、今年7月、合志市に漫画ミュージアムがオープン

し、球磨郡にも湯の前漫画美術館があります。芦北町には、非常に著明な漫画家の先生もいらっしゃいます。もし協力が得られるのであれば、そういうコーナーも設けたりして、単なる図書館ではなく、話題になるような特色のある図書館にする必要があると思います。あと1年ほどで南九州西回り自動車道は水俣インターまでつながります。先月には鹿児島県出水市の出水インターチェンジが高尾野北インターチェンジ間で開通し、現在、出水インターチェンジから阿久根インターチェンジまでは無料で利用できます。その先の薩摩川内水引インターチェンジから鹿児島西インターチェンジまでは既に開通しており、あと数年もすれば鹿児島西インターチェンジまで南九州西回り自動車道がつながります。鹿児島西インターチェンジの手前の市来インターチェンジまでは無料で利用できる区間ですので、多くの人が南九州西回り自動車道を利用するようになり、芦北町が魅力のある町であったら、より多くの人が訪れる可能性があります。

それとは逆に、ほかの市町村に魅力があったら、その魅力ある市町村に人は流れていくと思います。せっかく図書館の整備を検討するなら、多少費用がかかってもほかの市町村からも行ってみたいと思われる特色のある、ほかにはない魅力的な図書館を整備すべきかと思います。

そういったことを踏まえ、特色ある図書館にプラスして、書店やカフェ等を備えた、行ってみたいと思わせる魅力ある図書館を整備する必要があります。そして、子ども、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、全ての世代が集まり、つながりが生まれ、笑顔があふれるような公共の場をつくる必要があります。

今、都市部では、公園の中に図書館をつくる動きがあります。公園はオフィスに比べ集中力が高まるという研究結果も出ています。今回は児童館の整備もされるということで、是非、屋外広場の充実も図り、全ての世代が集まる公共スペースを整備するよう検討していただければと思います。

また、芦北町は、江戸時代には薩摩と江戸を結ぶ薩摩街道の宿場が置かれ、歴史上、重要な場所でもありました。竹崎町長の御尽力により、佐敷城跡は1998年3月に熊本県指定の史跡となり、城跡より出土した「天下太平国土安穩」と彫られた瓦も、同時に県指定の重要文化財に指定されました。2008年3月には、近世初頭頃の政治、軍事を理解する上で重要な遺跡であるとして、城跡が国の史跡指定を受けています。こういう歴史上、重要な役割を果たした芦北町の歴史を専門性を高めていらっしゃる町の学芸員の方に説明してもらってギャラリーを設けるなどして、情報発信の場としても整備する必要があると思います。これに関しては、どうお考えでしょうか。

○議長（寺本修一君） 宮下生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮下祐一君） お答えいたします。

新施設整備に向けてのメインテーマの中で、魅力あふれる郷土を受け継いでいく、次代を担う子どもたちを育てることを掲げております。整備方針の公民館機能、展示機能の中で、本町の歴史的文化遺産、また文化財資料を日常的に展示し、町民が芦北町の歴史・文化を学ぶきっかけづくりを行い、郷土に愛着と誇りをもってもらえるような場所にしたいということで、展示コーナー、展示室を基本計画の中で示しておりますので、議員言われるような、また情報発信の場にもなると、そのように考えております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 町内の人はもちろん、ほかの市町村からも行ってみたいと思わせる魅力ある公共スペースの場を整備していただければと思います。

次に、倒壊の恐れのある危険な空き家対策と跡地の利用における、1点目の持ち主が分からない、または持ち主が適切な管理を行っていない空き家に関しては、町が解体を行うなど、住民生活の安全確保に向けた制度を設ける考えについて、町長より、平成26年度策定の特別措置法により対応が可能であるという答弁をいただきました。空き家の問題は芦北町だけの問題ではなく、国全体の問題です。国は空き家問題を重く受け止め、平成27年2月26日に空き家対策特別措置法を施行しました。この空き家対策特別措置法は、著しく保安上の危険となる恐れがある空き家、著しく衛生上有害となる恐れがある空き家、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている空き家、そのほか周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である空き家について、段階的に強制対処ができる規定と承知しております。

その規定は、まず最初に改善への助言と指導です。改善がなければ勧告、勧告でも改善されなければ命令、命令の猶予期限を過ぎても改善できないと強制対処の対象になります。この場合、改善の費用は所有者負担です。また、市町村の改善勧告があると、土地に対する固定資産税の優遇措置から除外され、土地の固定資産税が最大で4.2倍に増額されます。

12月5日の熊日新聞と西日本新聞には、買い手を見つけるのが難しい空き家物件の取引を市町村が仲介する制度を国土交通省が2018年に新設する方針を固めたとの記事がありました。また、同じ日の朝日新聞には、所有者不明の土地の問題が取り上げられ、特集記事が組まれています。空き家問題は、全国的に深刻な問題となっています。

町内には、空き家は何軒あり、またその中で倒壊の恐れのある危険な空き家は何軒あるか把握はできていますか。また、空き家について、相談や情報提供は寄せら

れていませんか。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） お答えいたします。

平成27年度に調査をしておりますが、その時点で空き家は420軒、その中でそのまま放置すれば倒壊等危険となる恐れのある空き家は64軒把握しております。相談等につきましては、平成27年度に7件、平成28年度に5件、平成29年度が現在まで2件あっております。その他につきましては、特別措置法のガイドラインに従って現地確認を行い、所有者の特定後、文書通知、電話、面接等での助言指導を行っております。なお、このうち1件は既に解体が実施されております。以上です。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 助言・指導で対応できない場合や、所有者が不明な場合はどのような対応を考えていますか。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 当然ですね、指導・助言で対応できない場合等も出てきておりますが、所有者が不明または連絡が取れない場合も、同様に現時点では特別措置法に基づいた対応を含め、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 倒壊の恐れのある危険な空き家に関して、持ち主が分からない場合は、町が解体して町の所有地とし、また持ち主が適切な管理を行っていない空き家に関しては、例えば所有者が町に寄附をしてもいいという場合は、町が解体していいという条例を作るなどして対策をしていかないと、近隣の住民の安全は確保できません。台風などの災害時は、特に近隣に被害が及ぶ可能性が大きく、非常に大きな問題だと思います。また、シロアリが近隣の家屋に飛んでくる可能性も大いにあります。自治体は、近隣に民家がある危険な家屋については、早急に対処をする必要があると思われます。是非、前向きに検討していただき、住民生活の安全確保に向けた施策を検討していただきたいと思います。

2点目の空き家を解体した跡地について、町が移住希望者に斡旋する考えについて、課長より、現在ポータルサイトで情報提供を行っており、情報提供は引き続き行っていくという答弁をいただきました。

また、これまでに移住希望者への土地の斡旋は行っていないということですが、移住希望者に土地を提供しても需要がないとすれば、町内の購入希望者に安く提供するなどして、土地を有効活用し、住民の定着化を図る必要があると考えます。本町に限らず、人口減少は全国的に深刻な問題です。より多くの人が芦北町に移住・

定住しようと思えるような施策が必要となります。空き家跡地を格安で提供する、また場合によっては無料で提供するなどして、移住先・定住先として魅力ある施策も考えなければならないと考えます。少しでも多くの方が芦北町に移住・定住したいと思えるような施策を検討していただきたいと思います。こういったことも踏まえて、もう一度、御見解をお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 空き家を解体した跡地につきましては、先ほどの1点目の制度設計による対応になるというふうに考えております。いずれにいたしましても、移住・定住につきましては、ポータルサイトによる情報提供も含めまして、移住希望者の視点に立った対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 是非、前向きに検討していただければと思います。

次に、芦北海浜総合公園及び御立岬公園の利用促進と整備における、1点目の無料で遊べる遊具をもっと充実させる計画はないかについて、課長より、海滨総合公園におけるストライダーは今後利用が期待される。また、国の事業を活用し、新たな遊具の導入を計画しているとの答弁をいただきましたが、具体的にはどのような内容でしょうか。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） それでは、お答えいたします。

答弁の中でも一部触れましたけれども、まずストライダー遊具につきましては、年齢約2歳から6歳ぐらいまでの未就学児童を対象にしまして、アメリカで誕生しました乗用遊具であります、世界では約100万台超の売上という、非常に現在、大変好評な遊具であります。受けまして、現在まで導入事例の視察を終えました。デモ機も購入をしております。今後は芦北海浜公園での利用者の意見なども踏まえまして、本格的なコース設定などの整備とレースイベントの検討、実施を行いまして、ストライダー遊具のメッカとして、そしてまた体を動かし、外で遊ぶ楽しさが実感できる、子どもたちを中心とした魅力ある公園づくりの向上に取り組みたいと考えております。

一方、国土交通省所管補助事業であります社会資本整備総合交付金に係る事業5か年計画に基づきまして、空気膜の遊具、通称フワフワドームとか申しますけれども、導入を次年度に県と実施設計の協議を早速行いたいというふうに考えております。なお、現時点では平成31年度に遊具の整備・導入する計画としております。以上であります。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 来園者も喜ばれると思います。是非、取り組まれていただくことを検討します。

先ほど述べましたように、日奈久や坂本の公園には無料でも十分に楽しめる巨大な遊具がいくつもあります。芦北町民でさえ、町内の公園ではなく、日奈久や坂本の公園に遊びに行っている状況です。芦北町には、素晴らしい眺めを有する公園が2つありますが、町民の意見も取り入れた、よりみんなが集える公園整備が必要です。あと1年ほどで水俣インターチェンジが開通しますが、町内はもとより、ほかの市町村からも芦北の公園に行きたいと思わせる魅力ある公園整備が必要だと思います。御立岬公園は、施設の老朽化も課題の一つだと思います。景観はとても素晴らしく、内閣総理大臣より、ふるさとづくり大賞を受賞し、また環境省による全国星空継続観察において、日本一に輝いた絶好の天体観測スポットです。そういった賞を受賞している素晴らしいロケーションの公園です。また、12月13日の熊日新聞には、御立岬を通るフットパスコースが日本一になったとの記事がありました。このような素晴らしい公園ですが、開園当初と比べれば、現在は利用者数は減少傾向にあります。何度でも行きたいと思わせるような再整備の必要もあると思います。

先ほどの課長の答弁で、御立岬公園について、今後、公園一帯の活性化を図るためにも、無料遊具の整備と導入に向けた取組を計画したいとありましたが、新年度でどのような取組を考えておられますか。また、老朽化している遊具も含めて取組を考えられていますでしょうか。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） まず、現在ある、一部無料の遊具がありますが、かなり老朽化しておるということがあっております。直ちに調査を行いまして、修繕若しくは取り替えるべきところは早めにもう取り組みたいというふうに思っております。

それと、先ほど答弁しました今後の計画につきましては、利用者、来園者の方たちの御意向も踏まえまして、ニーズに合わせた遊具の導入の計画を取り組みたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 是非お願いいたします。

次に、2点目の両公園の歩道を、健康づくりを推進するウォーキングコースとして位置づけ、看板等を設置するなどして集客を図る考えについて、課長より、コースの整備や案内看板等を設置し集客に努め、また関係団体とも協議するという答弁をいただきました。人口減少が進む中、いかに健康寿命を延ばして健康に長生きするかという課題に向き合い、芦北町は健康寿命が日本一長い町として注目されるよ

うなまちづくりができれば、ほかの市町村から交流人口が増え、移住者も増える可能性があります。また、全国的にも有名になれば、それだけで芦北町のPRにもなります。

私は、前回、健康ポイント制の導入について一般質問をしましたが、町の政策の一つとして、町民健康寿命を延ばす施策も大きく取り入れ、健康寿命を延ばす様々な取組を行えば、町民の皆さんも芦北町に住んでよかったと思えるようなまちづくりができるのではないかと考えます。町は、新たに健康増進課を設けるということです。町民の健康寿命を延ばす取り組みも是非積極的に行っていただきたいと思います。

次に、3点目の、秋から春にかけて海水浴シーズンでない時期は、芦北海浜総合公園を利用する人に対して、無料で駐車場を使えるようにする考えについて、課長より、現時点で駐車場の無料化は考えていないという答弁をいただきました。秋から春にかけての駐車料金の収入はどれだけありますか。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えをいたします。

手持ちのデータでありますけれども、秋から春ということでございますので、10月から3月までの6か月間の数値の、平成27年度と28年度を申し上げます。まず、平成27年度につきましては101万500円、これは年度収入額の約26%相当になります。続きまして、平成28年度は94万3,000円ちょうどであります。同じく約29%でありました。以上です。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 10月から3月にかけて、年間の約26～29%の駐車料金の収入があるとのことですが、秋から冬にかけて駐車料金を無料にした場合の利用者数の予想と、その中でゾーブやローラーリ्यूージュを利用する人数の予想を踏まえ計算されたことはありますでしょうか。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えいたします。

海浜公園の来園者は、もともとローラーリ्यूージュなどのレジャー目的でお越しになりますので、駐車料金無料効果による大幅な利用者増への影響は少ないというふうに考えております。

また、冒頭に答弁させていただきましたけれども、現時点では駐車料金の無料化は考えておりませんので、計算したことはありません。以上です。

○議長（寺本修一君） 荒川君。1分強ですので、まとめをお願いいたします。荒川君。

○1番（荒川知章君） 日奈久や坂本の公園に芦北町から子どもを連れて遊びに行つて

いる方のお話を聞くと、日奈久や坂本の公園は駐車料が無料なのに対して、芦北海浜総合公園は駐車料金がかかってしまうからとの御意見がありました。芦北海浜総合公園は、年間を通して500円の駐車料金がかかります。駐車場を利用すると400円のローラーリ्यूージュの無料券を1枚いただけるとのことですが、子どもが複数いると1人分以外の料金は当然親が負担しないといけません。遊具も駐車場も無料で使えて、ゆっくり家族でくつろぎたいと思っている方も多いと思います。多くの方の要望をかなえた公園の整備が整うと利用者も増えて、無料で遊ばせてもらっているのだからローラーリ्यूージュやゾーブも利用しようかと思う方も増えてくると思います。夏の海水浴シーズンは有料にしていきたいと思います、秋から冬にかけては近くの民間の駐車場は防犯上ロープを張ってあったりして利用できないようになっていますので、無料にしてより多くの町内の方、また町外の方が気軽に利用できる公園にしていく施策も検討していただきたいと思います。

そして、健康遊具なども整備し、子どもからおじいちゃん、おばあちゃんまで、幅広い世代に利用していただき、健康増進にも役立てられる公園としての機能も向上しますので、先ほど質問しました健康づくりのためのウォーキングコース利用者を含めた駐車料金について、是非御配慮いただけるよう検討いただければと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 荒川君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を許します。川尻君。

○12番（川尻成美君） 午後からの質問になります。少々時間をいただきます。

平成29年も余すところ15日ほどになったわけであります。今年最後の最終議会、また一般質問、通告者最後の締めくくりとして、今回通告しております2つの問題について質問をいたします。

1つ、地域おこし協力隊員の現状と今後の活動について、2つ、新たな企業誘致の取組についてであります。今年度より、集落活動や産業活動の支援、移住等の促進を図るため、新たに地域おこし協力隊の導入を進めることになりましたと、3月議会施政方針の町長の言葉の抜粋であります。本年7月にでしたかね、採用となっ

た地域づくり協力隊員の活動はどのような現状であるのかは、まず1点の質問であります。2点は、本事業の内容及び任命された隊員の居住されている地域住民への活動内容等、周知はどのように行っておられるのかであります。3点は、隊員の活動に対し、必要な経費等、予算措置はどのようになっているのか質問をします。4点は、本町への移住・定住推進が重要であると思いますが、このことについてどのような活動計画を立てておられるのかであります。5点は、隊員の定住について、町はどのように考えて進めておられるのか質問します。箇条書き的に質問したわけではありますが、順次、分かりやすく答弁を求めるものであります。

第2の質問に移ります。新たな企業誘致の取組についてであります。本年度、いわゆる来年3月末には旧湯浦町、旧田浦町でも光ファイバー網の整備が完了すると聞いております。この開通により、新たな事業施策としてITベンチャー企業等の誘致に取り組みやすくなると考えますが、いかが考えておられるのか。また、誘致に際し、休止している公共施設、また空き家等の有効利用が併せて取り組みやすくなるのではないかと思います。力を入れる考えはないでしょうか、質問をいたします。

先日の10月11日から13日に、議会視察研修をしました徳島県神山市は、人口5,300人、過疎の山里を研修視察をいたしました。その際、執行部として副町長、企画財政課長も同行されております。町長にこの視察の内容等、詳細に報告をされたというふうに思います。そういうことで、町長の答弁を求めますけれども、人口減少対策として、本町の施策の一環となりますので、今後このことについては力を入れるべき事業と思って、善処ある答弁を期待し、1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えをいたします。

質問1について、地域おこし協力隊は御案内と思いますけれども、全国で5,000人を超えて活動している状況であります。町では今年度3名を採用いたしまして、様々な場面で地域を元気にしてもらいたいと考えておりますし、将来的には定住につなげてもらいたいと考えております。以下、具体的な内容については、担当課長から答弁をさせます。

次に、質問2につきましては、お尋ねにありますように、担当課として光ファイバー網の整備を見据え、昨年度から現在までにIT関連企業の誘致も含めまして、県の企業立地課にも連携協力をお願いをしておるところでございます。また、近隣市町村との情報交換も始めているところでございます。御発言にありましたように、議会で視察研修をなされましたことにつきましては、随行いたしました副町長をは

じめ、担当課より報告を受けておるところでございます。私も関心を強く寄せておるところでございます。以下、内容につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 質問１の①についてお答えします。

地域おこし協力隊は、８月に１名、１０月に２名と、現在３名でございます。活動につきまして、それぞれ流通サービスコーディネーター、コミュニティビジネスコーディネーター、特産品開発コーディネーターとして、今活動をいただいているところであります。

次に、②についてでございますけれども、住民の方への周知につきましては、広報紙で周知し、それぞれの活動範囲、区域の関係者には事前に説明し、顔合わせもしているところでございます。

次に、③につきましては、活動予算は活動補助金として措置し、活動がスムーズに行える環境をとっております。また、隊員の活動も生活についても資金的な手当に加えまして、支援体制づくりも必要であるというふうに考えておるところでございます。

次に、④についてでございますけれども、隊員の移住・定住ということでお答えしますが、移住・定住の推進につきましては、まず隊員の活動がスムーズにできる環境を整えること。これは町が期待いたします活動と、隊員が考えている活動に乖離がないかということだと思います。次に、隊員が定住できる環境ができるか。要するに、自分のスキルを活かした企業や就職ができるかなどの視点で活動計画を立てていることとしております。

最後の⑤についてでございますけれども、隊員の定住は隊員も町も望んでいるところです。３年間の隊員として活動はできますけれども、その後は自分の力で生活し、定住する覚悟は必要となります。隊員の生活や活動に対する不安を払拭するため、定期的に会議や面談をしながら、活動しやすい環境にしていくことを心がけております。

すみません。流通サポートコーディネーターです。サービスというふうに言っておりました。申し訳ありません。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 質問の２につきましてお答えをいたします。

昨年度より県の企業立地課とも協議を行っておりますが、その協議においても学校跡地はＩＴ関連企業のオフィスにも向いているとの意見もいただいております。今後は光ファイバー網整備の周知ＰＲや受入体制への整備の検討を始めまして、県

より御紹介をいただきました熊本県情報サービス産業協会と連絡を取りながら、IT関連企業への誘致活動や熊本県、東京、大阪、福岡事務所を通じまして、IT系企業のサテライトオフィスなどを含めた誘致活動の推進を計画をしております。以上であります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 1と2、これは重複といいますか、関連するものでございますので、その旨、答弁のほうもよろしいかというふうに思いますが、まずこの協力隊員、だいたい7月からということであったんですけども、8月1人、10月2人ということで、3つの部門に配置されておられるようでございます。こういう中に特産品コミュニティとか物流サポート等ありますけども、この3つの部門の中で特色のある方であろうというふうに思いますが、役場のほうにおられるんですか。それとも、居住地でそれなりの仕事をしておられるのか、業務内容はどんなことであっている、内容的なこと、3年間の、お願いします。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） お答えします。

1名の方の流通サポートコーディネーターについてはですね、役場を拠点にいたしまして、いろいろ今ふるさと納税等の仕事にもですね、関わっていただいているというところでございます。

それと、コミュニティビジネスコーディネーターにつきましては、大野地区を拠点にいたしまして、農業関係等々をコミュニティビジネスを立ち上げる、そういった動きで、今活動していただいております。

もう一人の特産品開発コーディネーターの方につきましては、女島の加工施設を拠点にした形で、そこでいろんな開発ができないかということで、今取り組んでいると、そういう状況でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そこで、居住されている位置ですね、をちょっと言ってもらえればよかったですけど。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 居住は3名ともですね、町内でありまして、具体的に言いますとですね、諏訪のアパートに御夫婦で2人と、それと花岡ですかね、前のコンビニがありましたところにお一人は今お住まいでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まだ長くならないので、早くコミュニケーションをとっていただかないといけないなというふうに思いますけども、それは今からだと思います。

ちょっと私も早いかなと思いますけども、ちょっとこのITのほうもあったもんですから行ったんですけども、いわゆる先ほど、多分この熊日新聞にも載っていたように、もう全国5,000人になるということで、五木のほうはもう4年前からやっておられますかね。津奈木も今年からか何か始めたというような形で、これはやっぱり創生事業の一環だというふうに思いますけども、大変有難い国の施策の中でですね、移住・定住、人口減少にもつながる施策の一つであろうというふうに思いますので、大きな事業に開けていくのを期待をしておりますけども、何せこの芦北にこの3名の方が住みやすいなと思われないと、やっぱりその意欲も湧いてこないというふうに思いますので、この風土的な、環境的なことをですね、さらに良い環境づくりにまずしていかなければならないと思いますが、町長としてのこの3名の方に大いに期待される、その意気込み等もちょっとお願いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 実はこの制度を活用して取り組んでいる自治体は全国多いわけですが、当町としましてはですね、しばらく様子を見ようということで、今日までおりました。そして、成果を上げているところ、またそうでないところもあるようでございますが、うちの場合はこの3名の方の本町を選んでいただいた動機につきましてですね、私も書類を拝見しましたが、今議員が申されたように、芦北町の自然環境、海、山、温泉もあると、素晴らしいですね、地であるということで、そういう町で自分の能力を発揮して頑張れたらいいなというですね、御本人さんたちの強い意欲もありまして、採用につなげていったところでございます、そうなった以上はですね、私も先ほどから御指摘がございますが、しっかりとこの隊員の方とチームワークをですね、強くしながら、町の発展に、移住・定住につなげていきたいと思っております。私も大いに期待する、これは思いであります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 予算においてはですね、途中からの予算でしたので、ただ3名で540万円の計上がなされておりましたので、年間の経費とその活動費とか、その詳細についてちょっと詳しくいただければと思いますが。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 予算の中でもありましたけれども、報酬についてはですね、1月20万円という活動費になります。当然その共済費も含まれておまして、あと車を今貸与しております。そのリース代も払っております。自由に活動できるようにということであります。備品についてはパソコンをですね、1台ずつ貸与しておりますし、それと活動補助金としまして、研修に行かれる場合、そういったこと、それと活動に要するときのですね、消耗品とか車の燃料代とか、当然、住

宅の借上料もございますし、そういったものに今計上しているところであります。

財源につきましてはですね、特別交付税で1人上限400万円の措置がございまして、それを活用させていただいているというところであります。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 30年度予算にはですね、明確になってくると思いますので、あれは聞きませんけども、活動にやっぱり活動しやすい予算というのを、30年度にはですね、まだ配慮すべきことではないだろうか。生活費においては、その枠がありますので、それでいいと思いますけども、活動費についてはやっぱり少しですね、具体的に本人たち3名の方とも話し合いながら、今後予算措置をするべきではなかろうかなというふうに思いますし、大いに地域の方とのコミュニケーションを図る会議の場とか、協議の場とかを持たれるようなことにされたほうがいいんじゃないかなと私は思っておりますので、その点も助言といえおごそかですけども、お願いしようかなというふうに思っておりますが、それはもう答弁いりません。そういうことで思っておられると思いますので、要するにその予算については特定の基金等もありますので、一般財源からの、あるいはまちづくりの資金とか、そういう中からも出していいんじゃないかなというふうに思いますので、提案をさせていただきます。

そして、これが定住につながるということはなかなか難しいことであろうかと思っておりますけども、この定住された方がまた呼び込んでもらえるということが必要不可欠なことだろうと思っておりますけども、その点については今後の活動内容、そして定住されるという芦北をやっぱり愛する気持ちというか、そういう形じゃないとできないものと思っておりますので、その点は町長、いかがな、今後そういうことを波及するためのお考えとかは。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そのためにもですね、成果をまず上げるということが大事だろうと思っております。そして、次のステップとして、今のような御提案につなげていければなと思っております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 地域住民の方との折衝というか、そういうのは何回かされましたかね。どんなですか、今後そういうことにおいても。また、この3つの部署がありますので、その具体的な役場だけじゃなくて、具体的な地域住民との、また販売部会とかいろいろあろうと思っておりますけども、その点の計画はどのようになっていますか。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 3名の方ともですね、先ほど申し上げましたけれども、その1か月当たりのその活動についてですね、報告を受けて、いろいろ会議を行っております。活動がしやすいようにやっていくということで今やらせていただいておりますし、当然、その一人だけではなくて、うちだけの担当課でもありませんし、農林水産課等いろいろな部署ともですね、連携をして今進めているところがあります。今までのその活動の中ではですね、8月に来られたサポートコーディネーターの方等はですね、そのふるさと納税、先ほど言いましたけれども、返礼品等についてですね、いろいろアイデアをいただいて、今ポータルサイトの中にもですね、それを入れていって、そういった成果が出てきているところでございます。今後も、先ほど議員さん言われましたように、定住に向けたですね、形になるように、うちのほうもいろんな側面で支援をしていくということでもあります。当然、その関係する地区ともですね、会議も含めて、いろんな形で今取り組んでいるところであります。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今後、いろんな問題が出てくるかもしれませんが、西日本新聞のほうでですね、その事例といいますか、危惧されることもちょっと載っていましたが、これは地域おこし事務局長の多田さんという方が記載しておられますけれども、移住者が来られた際にですね、地域おこしでうまくいかないのは、やっぱり人間関係があるのではないだろうかということも書いてありますし、そして実際に移住者が住む地域の人たちが歓迎しない閉塞的な雰囲気があるとうまくいかないということが実際書いてありますので、このことがやっぱり一番、せつかく3年間という中で来られるわけですので、この点についてはですね、本人さん、3名の方のですね、よく担当課の方もですけども、やっぱり地域の人たちとやっぱりふれあいの場を設けていただく。また、その部署部署の3つの仕事をされるわけですので、その連携というのが一番密になって、地域に合った発想が出てくるというふうに思います。やっぱりこの芦北に合った発想の中で、やっぱりやっていく。都会との連携とか、そういうのが出てくるというふうに思いますので、その点はやっぱり強く考えていただきたいと思いますので、課長、あと1回お願いします。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 大野で行いました、そのコミュニティビジネスのコーディネーターにつきましてはですね、来られる前に一回、区長さん、それから関係者の方に寄っていただいて、その趣旨を説明する。そして、来られた後はまたさらにですね、一緒になって同じようにどういった方向にいくのか、どういった課題があるのかといったことも、今やっております。それがありまして、言われたよう

に、協力隊員もですね、その現場に行って、いろんな方たちと今話し合えるようになっていくということでもあります。危惧されたことについてはですね、こちらもいろいろ情報を掴んでおりまして、やはり先ほど言いましたように、町の活動の考え方と、本人の活動する、そこらへんの乖離をなくしていく。やはり、そのためにもですね、言われたように、いつも協力隊員とコミュニケーションをとって、いろいろな悩みを聞いていくと、そういったことで少なくとも1か月1回はですね、こちらでも十分面談をやりながら、今進めているところでもあります。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そういうことでですね、非常に国の施策のもとに受け入れをしておりますので、これが成功の糸口になることが大事なことだと思いますので、十分しっかりと汗をかいていただきたいと思います。時あらば私たちもですね、その中に入らせていただければいいかなというふうに思います。

次に、この前視察をいたしました、非常に山里にですね、都会的な発想のIT産業が来たと。これはやはり神山の町長の情報ネットワーク網の導入先駆けだというふうに思います。芦北においては、ちょっと遅かったかなという感じもいたしますけども、先ほど荒川議員のほうは、具体的な細かい光ファイバー導入についてのことを言われました。私は企業誘致に対してのことでしたけども、もう来年3月から開通するわけですので、あまり具体的なことを考えていらっしゃらなかったことがちょっと残念でありますので、もっとこの光ファイバーについては具体的な、先ほど荒川議員が言われたことについては、もっともっと3月までは具体的な計画をもってやられておらないと、この企業誘致とかにおいてもあまり、頼むだけ、今県とかですね、頼んでおられるというようなことが中心ですので、あえてやはり職担当のほうでですね、これをもっとやっぱり誘致については汗をかく必要があるというふうに思いますので、町長、いかがでしょうか。しっかり指示をですね、先ほども答弁でありましたので、指示をしていただくように、IT産業のですね、情報も入れてですね、やっぱりそういう企業が芦北に来てもらうような、町長もよく上京されておられて、いろんな企業も御存じだと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 実はですね、単独でもこの取り組みはやっとるわけですが、県南の15市町村でですね、推進協議会を作っとるんですよ。これは県が主導してやっとるんです。それにうちも入っております、いろんな情報とか、あるいは具体的な活動のですね、アドバイス等ももらっとるわけですが、県南広域本部が中心ですけども、ここで一体となってますね、やっといこうという状況です。その中で本町には、例えばもう統廃合した学校跡地、こういうところがありますよ、こういう

ところがありますよという紹介をですね、進めていっておりますので、これから少しずつ各県南の行政単位にもですね、成果が見えてくるんじゃないかなと思いますので、まあいわばチーム県南というような感じで今やっておるところでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そうですね。今、広域連合が大事なことだというふうに思います。我が家が一番じゃなくて、やっぱり地域は一体としてですね、県南地域はやっぱり力を合わせることは大事かと思います。

通告にないんですけども、副町長、研修されてですね、感じられたことを一言いかがでしょうか。研修の成果が出ていると思いますけども、副町長からも強く担当課のほうに、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 先日はですね、議会の研修会に同行させていただきして、大変お世話になりました。神山町のこのIT企業の誘致につきましては、確かテレビが地上波に切り替わるときにですね、タイミングよくですね、この件を導入されておりまして、それから町長のほうも先ほど言われましたけども、この光ファイバーを設置したからすぐすぐはですね、企業はなかなかできないと思います。だから、あその場合もいろんな条件が整った中でですね、光ファイバーを導入したというような経緯もございまして、また住環境の整備も併せてやられるということで、芦北町につきましてもですね、私が感じたところは、やはり光ファイバーだけでなく、いろんな総合的な計画の中でですね、光ファイバーの環境が整ったということで、今後PRしていけばなというふうな感じをもっております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まさに今からですけども、やはり熱意がつながるようなことをしないとですね、必ず成功は続けることであって、あきらめないことであるというふうに教わっておりますので、やっぱりこのことについてはですね、今からの情報社会というのは、半年1年で変わっていくわけですので、それを察知する担当職員のもので、やっぱり有能な知識があらなければいけないというふうに思いますし、またこの先ほど町おこし協力隊の中の一つの施策の中にも、こういうですね、NPO法人を立ち上げるような、そういう隊員も都会から呼んでくるという一つの方法でもあろうというふうに思いますので、町長、このほうも来年入れられたらいいかなと思いますが、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そういうコーディネートをすることも大事なかなと思っております。

すので、御提案の一つとして受け止めさせていただきます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そして、公共施設の休止しているところがあります。空き家については、先ほど荒川議員のほうで言われた420戸のうち64戸はちょっと危険なところだからということで、その民家のところの良いところというのがですね、あればもうリストアップされて、2、3戸ぐらいはすぐ使われるような方法です。のも財産管理の一つだというふうに思いますが、公共施設においてはどこが一番いいと思われますか、休止しているところは。いかがですか。即答できませんか。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） では、お答えします。

商工観光課でありますので、企業誘致関連もございまして、公共施設の中の、ただ今出ております旧学校跡を、今5つほどですね、ピックアップをしております。またこの5つの学校につきましては、必要なパンフレットとリーフレットあたりも製作をしております。現在、誘致活動に活用させているところであります。例えば、小田浦の小学校とか、非常に建物もよくてですね、しっかりしておると思います。そのほか中山間地にいきますと大野中学校なども校舎もしっかりしておりますし、水道あたりも十分いつでも使える状態というふうになっております。それとまた、ロケーションとか海岸沿いを見てみますと、旧国民年金保養センター、こちらのほうも積極的に誘致活動に使っております。表には出てないんですけど、年間かなり、活用をしたいということで見においでいらっしゃる会社の社長さんとかもいらっしゃいまして、課としましては、以上のところが公共施設として活用できるところかなというふうに思いまして申し上げます。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 提案型ですので、多くは申し上げませんが、町長の力の入れ方で職員も変わってくるというふうに思いますので、どうかこの今からの時代に合った事業でございまして期待をしますけども、そこには一生懸命さがやっぱり出てこない、結果は出てこないというふうに思いますので、そういうことで期待し、また新年度予算にこれが盛り込まれてですね、予算措置があつて、現おられる3名の方が定住ができて、呼び込みができるネットワークづくりになりますように期待を申し上げまして、本年の一般質問の最後といたします。終わります。

○議長（寺本修一君） 以上で、一般質問を終わります。

—————○—————

第4 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 6 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第 4 から日程第 7 までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） ここで追加議事日程配付のため、しばらくお待ちください。

〔追加議事日程配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。本日審議しました日程第 2、請願第 1 号を文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査としたことに伴い、閉会中継続審査申出書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり、継続審査申出書を日程に追加し、追加日程第 1 号として、議題とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出

○議長（寺本修一君） 文教厚生常任委員長から提出された閉会中の継続審査申出書は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 文教厚生常任委員長から申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第5回芦北町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後1時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員